

参考資料

令和3年3月2日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和3年2月25日付託分)

附属資料

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	神奈川県男女共同参画推進条例 新旧対照表	1
2	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	3
3	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	7
4	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	11
5	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	20
6	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	28
7	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	39
8	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	48
9	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 新旧対照表	70
10	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	91
11	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	101
12	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	103
13	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	105
14	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	110
15	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	126
16	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	131
17	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	154
18	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	160
19	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	168

1 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。</u></p> <p>(3) <u>積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</u></p> <p>(4) <u>セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。</u> (男女共同参画を推進するための理念)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、<u>家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和</u>を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>4 (略) (県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（<u>積極的改善措置を含む。以下同じ。</u>）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略) (セクシュアル・ハラスメントの禁止等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者（<u>取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。</u>）に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。</p> <p>第9条 (略) (男女共同参画の推進に関する届出等)</p> <p>第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の</u> <u>生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。</u> (男女共同参画を推進するための理念)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、<u>家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立</u>を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>4 (略) (県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策<u>を</u>総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略) (セクシュアル・ハラスメントの禁止等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者<u>に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。</u></p> <p>第9条 (略) (男女共同参画の推進に関する届出等)</p> <p>第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け</p>

改 正	現 行
<p>出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 常時使用する従業員の数及びその<u>職務区分別の数並びにそれらの男女別の数</u> (削除)</p> <p><u>(4)～(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第16条 (略)</p>	<p>出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 常時使用する従業員の数及びその_____男女別の数</p> <p><u>(4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数</u></p> <p><u>(5)～(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第16条 (略)</p>

2 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 14 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第 1 章・第 2 章（略） <u>第 3 章 雑則（第34条）</u> <u>附則</u> 第 1 条（略） （基本方針） 第 2 条（略） 2・3（略） <u>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 第 3 条～第13条（略） （サービス提供の方針） 第14条（略） 2～4（略） 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。 （2）・（3）（略） 第15条～第20条（略） （運営規程） 第21条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。 （1）～（6）（略） <u>（7）虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>（8）（略）</u> （勤務体制の確保等） 第22条（略） 2（略） 3 軽費老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>目次 第 1 章・第 2 章（略） <u>（新設）</u> <u>附則</u> 第 1 条（略） （基本方針） 第 2 条（略） 2・3（略） <u>（新設）</u> 第 3 条～第13条（略） （サービス提供の方針） 第14条（略） 2～4（略） 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。 （2）・（3）（略） 第15条～第20条（略） （運営規程） 第21条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。 （1）～（6）（略） <u>（新設）</u> <u>（7）（略）</u> （勤務体制の確保等） 第22条（略） 2（略） 3 軽費老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>4 <u>軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第22条の2 <u>軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>第23条 (略) (非常災害対策)</p>	<p>第23条 (略) (非常災害対策)</p>
<p>第24条 (略) 2 (略)</p>	<p>第24条 (略) 2 (略)</p>
<p>3 <u>軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (衛生管理等)</p>	<p>(新設) (衛生管理等)</p>
<p>第25条 (略)</p>	<p>第25条 (略)</p>
<p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____ をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修 _____ を定期的実施すること。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>第26条 (略) (掲示)</p>	<p>第26条 (略) (掲示)</p>
<p>第27条 (略)</p>	<p>第27条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第28条～第31条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。 (4) (略) (5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>第28条～第31条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会_____を定期的に開催すること。 (4) (略) (新設)</p>
<p>2～4 (略) (虐待の防止)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>第32条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第33条 (略) 第3章 雑則 (電磁的記録等)</p>	<p>第33条 (略) (新設)</p>
<p>第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ</p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>る情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p><u>2 軽費老人ホーム及びその職員は、この条例の規定による交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2～6 (略)</u></p> <p><u>7 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>8～26 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(記録の保存に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 第33条第2項（附則第25項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する退所の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前である場合における第33条第2項の規定の適用については、同項中「5年間」とあるのは「2年間」とする。</u></p> <p><u>3～7 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8～26 (略)</p>

3 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 15 号）新旧対照表

改 正	現 行
目次	(新設)
第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)	
第 2 章 設備及び運営に関する基準 (第 3 条～第 29 条)	
第 3 章 雑則 (第 30 条)	
附則	
第 1 章 総則	(新設)
第 1 条 (略) (基本方針)	第 1 条 (略) (基本方針)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	(新設)
第 2 章 設備及び運営に関する基準 (職員の配置の基準)	(新設) (職員の配置の基準)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2～11 (略)	2～11 (略)
12 第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。	12 第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。
(1) 養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</u>	(1) 養護老人ホーム <u>栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の職員
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
第 4 条～第 12 条 (略) (処遇の方針)	第 4 条～第 12 条 (略) (処遇の方針)
第 13 条 (略)	第 13 条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)) を活用して行うことができるものとする。</u> を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____ _____ を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
第 14 条～第 19 条 (略) (運営規程)	第 14 条～第 19 条 (略) (運営規程)
第 20 条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の	第 20 条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の

改 正	現 行
<p>運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第21条の2 <u>養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <p><u>(新設)</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第24条～第27条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2～4 (略) (虐待の防止)</p> <p>第28条の2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>第29条 (略) 第3章 雑則 (電磁的記録)</p> <p>第30条 養護老人ホーム及びその職員は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副</p>	<p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会_____を _____をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____を _____を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第24条～第27条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会_____を _____を定期的開催すること。</p> <p>(4) (略) (新設)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第29条 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁氣的方式</u> <u>その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p>	

改 正	現 行
<p>報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第13条～第20条 (略) (運営規程)</p> <p>第21条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)</p> <p>第22条の2 <u>特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>第23条 (略) (非常災害対策)</p>	<p>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第13条～第20条 (略) (運営規程)</p> <p>第21条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (略) (非常災害対策)</p>

改 正	現 行
<p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (衛生管理等)</p>	<p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p>
<p>第25条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第25条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会_____をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第26条～第29条 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>第26条～第29条 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第30条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>第30条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会_____を定期的開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>2～4 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>第30条の2 <u>特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該特別養護老人ホームにおいて、介護</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第31条・第32条 (略) (基本方針)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> (設備の基準)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項第1号から第4号までに掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする</u>こと。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(オ)～(ク) (略)</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>6・7 (略) (サービスの取扱方針)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第36条～第38条 (略)</p>	<p>第31条・第32条 (略) (基本方針)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項第1号から第4号までに掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、<u>_____</u> <u>_____</u>とおおむね10人以下<u>_____</u> <u>_____</u>とすること。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p><u>(オ) ユニットに属さない居室を改修したものについて、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p><u>(カ)～(ク) (略)</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>6・7 (略) (サービスの取扱方針)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>_____</u> <u>_____</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第36条～第38条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(運営規程)</p> <p>第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第41条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第42条 第4条から第7条まで、第9条から第11条まで、第15条、第17条から第20条まで、<u>第22条の2及び第24条から第31条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第20条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「第35条から第41条まで並びに第42条において準用する第9条から第11条まで、第15条、第17条から第20条まで、第22条の2及び第24条から第31条まで」と、第31条第2項第3号中「第12条第5項」とあるのは「第35条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第42条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第42条において準用する第30条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第43条 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第44条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第41条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第42条 第4条から第7条まで、第9条から第11条まで、第15条、第17条から第20条まで _____ _____及び第24条から第31条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第20条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「第35条から第41条まで並びに第42条において準用する第9条から第11条まで、第15条、第17条から第20条まで _____ _____及び第24条から第31条まで」と、第31条第2項第3号中「第12条第5項」とあるのは「第35条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第42条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第42条において準用する第30条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第43条 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第44条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 _____</p> <p>_____</p>

改 正	現 行
<p><u>養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>10～12 (略)</p> <p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第47条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)</u> (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第48条 第2条、第4条から第7条まで、第9条から第12条まで、第14条から第28条まで<u>及び第30条から第31条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第20条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第9条から第12条</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム _____ <u>栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>10～12 (略)</p> <p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第47条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第48条 第2条、第4条から第7条まで、第9条から第12条まで、第14条から第28条まで、<u>_____第30条及び第31条_____の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第20条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第9条から第12条</u></p>

改 正	現 行
<p>まで、第14条から第28条まで及び第30条から第31条まで」と、第31条第2項第3号中「第12条第5項」とあるのは「第48条において準用する第12条第5項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第48条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第48条において準用する第30条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>まで、第14条から第28条まで、<u>第30条及び第31条</u>」と、第31条第2項第3号中「第12条第5項」とあるのは「第48条において準用する第12条第5項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第48条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第48条において準用する第30条第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第49条 (略) (設備の基準)</p>	<p>第49条 (略) (設備の基準)</p>
<p>第50条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>第50条 (略) 2～4 (略)</p>
<p>5 前項第1号から第4号までに掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。</p>	<p>5 前項第1号から第4号までに掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。</p>
<p>(1) ユニット ア 居室</p>	<p>(1) ユニット ア 居室</p>
<p>(イ) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの</u>とすること。</p>	<p>(イ) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、<u>_____ おおむね10人以下 _____</u> とすること。</p>
<p>(ウ)・(エ) (略) <u>(削除)</u></p>	<p>(ウ)・(エ) (略) <u>(オ) ユニットに属さない居室を改修したものの</u>について、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、<u>入居者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p>
<p>(オ)～(ケ) (略)</p>	<p><u>(カ)～(コ)</u> (略)</p>
<p>イ～エ (略)</p>	<p>イ～エ (略)</p>
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>6～8 (略)</p>
<p>第51条 (略) (準用)</p>	<p>第51条 (略) (準用)</p>
<p>第52条 第4条から第7条まで、第9条から第11条まで、第15条、第17条から第20条まで、<u>第22条の2</u>、第24条から第28条まで、第30条から第31条まで、第33条、第35条、第37条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第20条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第9条から第11条まで、第15条、第17条から第20条まで、<u>第22条の2</u>、第24条から第28条まで、第30条から第31条まで、第35条、第37条から第41条まで及び第47条」と、第31条第2項第3号中「第12条第5項」とあるのは「第52条において準用する第35条第7項」と、同項第4号中「第28条</p>	<p>第52条 第4条から第7条まで、第9条から第11条まで、第15条、第17条から第20条まで<u>_____</u>、第24条から第28条まで、第30条<u>第31条</u>、第33条、第35条、第37条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第20条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第9条から第11条まで、第15条、第17条から第20条まで<u>_____</u>、第24条から第28条まで、第30条、<u>第31条</u>、第35条、第37条から第41条まで及び第47条」と、第31条第2項第3号中「第12条第5項」とあるのは「第52条において準用する第35条第7項」と、同項第4号中「第28条</p>

改 正	現 行
<p>第2項」とあるのは「第52条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第52条において準用する第30条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 特別養護老人ホーム及びその職員は、この条例の規定による説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>附 則 1～7 (略) (病床の転換を行って開設する場合の設備に関する経過措置)</p> <p>8 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）、一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）又は精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものをいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施</p>	<p>第2項」とあるのは「第52条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第52条において準用する第30条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>附 則 1～7 (略) (病床の転換を行って開設する場合の設備に関する経過措置)</p> <p>8 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）、一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）又は精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものをいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施</p>

改正	現行
<p>設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って特別養護老人ホームを開設する場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第8条第5項第9号ア及び第45条第5項第9号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を、それぞれ有しなければならない。ただし、食事の提供のときにその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときにその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p>9 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第8条第5項第9号ア及び第45条第5項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、第8条第7項第1号、第34条第7項第1号、第45条第7項第1号及び第50条第7項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下（両側に居室等入所者等の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）にあつては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>11～24 (略)</p>	<p>設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って特別養護老人ホームを開設する場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第8条第5項第9号ア及び第45条第5項第9号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を、それぞれ有しなければならない。ただし、食事の提供のときにその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときにその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p>9 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第8条第5項第9号ア及び第45条第5項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、第8条第7項第1号、第34条第7項第1号、第45条第7項第1号及び第50条第7項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下（両側に居室等入所者等の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）にあつては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>11～24 (略)</p>

5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 17 号）新旧対照表

改 正	現 行
目次 第 1 章～第 5 章（略） 第 6 章 <u>雑則(第55条)</u> 附則 第 1 条（略） （基本方針） 第 2 条（略） 2・3（略） <u>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第 3 条（略） 第 4 条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 (1)～(3)（略） (4) 栄養士又は管理栄養士 1 以上 (5)・(6)（略） 2～4（略） 5 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	目次 第 1 章～第 5 章（略） <u>(新設)</u> 附則 第 1 条（略） （基本方針） 第 2 条（略） 2・3（略） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第 3 条（略） 第 4 条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士_____を置かないことができる。 (1)～(3)（略） (4) 栄養士_____ 1 以上 (5)・(6)（略） 2～4（略） 5 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合のこれらの施設の介護職員及び看護職員（第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合のこれらの施設の介護職員及び看護職員（指定地域密

改 正	現 行
	<p><u>着型サービス基準第167条第2項の基準に従い定められた市町村の条例の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>
<p>6～10 (略) 第5条～第14条 (略) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第15条 (略) 2～5 (略)</p>	<p>6～10 (略) 第5条～第14条 (略) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第15条 (略) 2～5 (略)</p>
<p>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))</u> を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____</p> <p>_____ を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>7 (略) (施設サービス計画の作成)</p>	<p>7 (略) (施設サービス計画の作成)</p>
<p>第16条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)</u> をいう。以下同じ。) の開催、担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>第16条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議 _____</p> <p>_____ をいう。以下同じ。) の開催、担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>
<p>7～11 (略) (介護) 第17条～第21条 (略) (栄養管理)</p>	<p>7～11 (略) (介護) 第17条～第21条 (略)</p>
<p>第21条の2 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(口腔衛生の管理) 第21条の3 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>第22条～第27条 (略) (運営規程)</p> <p>第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>第30条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得</p>	<p>第22条～第27条 (略) (運営規程)</p> <p>第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第30条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第31条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p>られるよう<u>連携に努めなければならない。</u> (衛生管理等) 第32条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>第33条 (略) (掲示)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>第35条～第39条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 (略) (虐待の防止)</p> <p>第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テ</p>	<p>(衛生管理等) 第32条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会_____を_____をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>第33条 (略) (掲示)</p> <p>第34条 (略) (新設)</p> <p>第35条～第39条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会_____を_____を定期的開催すること。</p> <p>(4) (略) (新設)</p> <p>2～4 (略) (新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切</u>に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>第41条～第43条 (略) (基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 前項第1号から第3号までに定める設備は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする</u>こと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第46条 (略) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体</p>	<p>第41条～第43条 (略) (基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 前項第1号から第3号までに定める設備は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、<u>_____ おおむね10人以下 _____ とする</u>こと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>ユニットに属さない居室を改修したものについて、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第46条 (略) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体</p>

改 正	現 行
<p>5項」とあるのは「第47条第7項」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、同項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、同項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と読み替えるものとする。</p>	<p>5項」とあるのは「第47条第7項」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、同項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、同項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第6章 雑則 (電磁的記録等)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	
<p>附 則 1～6 (略) (病床の転換を行って開設する指定介護老人福祉施設の設備に関する経過措置) 7 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）、一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）又は精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等</p>	<p>附 則 1～6 (略) (病床の転換を行って開設する指定介護老人福祉施設の設備に関する経過措置) 7 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）、一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）又は精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等</p>

改 正	現 行
<p>の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものをいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第2項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を、それぞれ有しなければならない。ただし、食事の提供のときにその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときにその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p>8 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第2項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、第5条第3項及び第45条第3項の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下（両側に居室等入所者等の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）にあつては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>10～24 (略)</p>	<p>の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものをいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第2項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を、それぞれ有しなければならない。ただし、食事の提供のときにその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときにその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p>8 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第2項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、第5条第3項及び第45条第3項の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下（両側に居室等入所者等の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）にあつては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>10～24 (略)</p>

改 正	現 行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>るユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合のこれらの施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>るユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合のこれらの施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を開設しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院(法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員が29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該各号に定める従業者を置かないことができる。</p>	<p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を開設しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院(法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員が29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該各号に定める従業者を置かないことができる。</p>
<p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</p>	<p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士_____又は介護支援専門員</p>
<p>(2) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</p>	<p>(2) 介護医療院 栄養士_____又は介護支援専門員</p>
<p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数が100床以上の病院に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に限る。)</p>	<p>(3) 病院 栄養士_____ (病床数が100床以上の病院に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に限る。)</p>
<p>第3章 (略)</p>	<p>第3章 (略)</p>
<p>第4章 運営に関する基準</p>	<p>第4章 運営に関する基準</p>
<p>第6条～第14条 (略)</p>	<p>第6条～第14条 (略)</p>
<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p>	<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>

改 正	現 行
<p>6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加するときにあつては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>(<u>栄養管理</u>)</p> <p>第19条の2 <u>介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(<u>口腔衛生の管理</u>)</p> <p>第19条の3 <u>介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>	<p>6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議_____をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

改 正	現 行
<p>第20条～第27条 (略) (運営規程)</p> <p>第28条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第29条の2 <u>介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>第20条～第27条 (略) (運営規程)</p> <p>第28条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>第30条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第31条 (略)</p> <p><u>2 介護老人保健施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第33条 (略) (掲示)</p> <p>第34条 (略)</p> <p><u>2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>第35条～第38条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を定期的</p>	<p>第30条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第31条 (略) (新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____ をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 _____ を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第33条 (略) (掲示)</p> <p>第34条 (略) (新設)</p> <p>第35条～第38条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会 _____ を定期的</p>

改 正	現 行
<p>開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第40条・第41条 (略)</p> <p>第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1節 総則</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 運営に関する基準</p> <p>第45条 (略)</p>	<p>開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第40条・第41条 (略)</p> <p>第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1節 総則</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 運営に関する基準</p> <p>第45条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第47条～第49条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第50条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第52条 (略)</p>	<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第47条～第49条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第50条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第52条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(準用)</p> <p>第53条 第6条から第12条まで、第14条、第16条から第19条の3まで、第22条、第24条から第27条まで、<u>第29条の2</u>及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中「第16条」とあるのは「第53条において準用する第16条」と、同条第4号及び第41条第2項第6号中「第37条第2項」とあるのは「第53条において準用する第37条第2項」と、第27条第5号及び第41条第2項第7号中「第39条第3項」とあるのは「第53条において準用する第39条第3項」と、同項第2号中「第11条第4項」とあるのは「第53条において準用する第11条第4項」と、同項第3号中「第12条第2項」とあるのは「第53条において準用する第12条第2項」と、同項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第46条第7項」と、同項第5号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する第24条」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 <u>介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定による書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第53条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができ</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第53条 第6条から第12条まで、第14条、第16条から第19条____まで、第22条、第24条から第27条まで_____及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中「第16条」とあるのは「第53条において準用する第16条」と、同条第4号及び第41条第2項第6号中「第37条第2項」とあるのは「第53条において準用する第37条第2項」と、第27条第5号及び第41条第2項第7号中「第39条第3項」とあるのは「第53条において準用する第39条第3項」と、同項第2号中「第11条第4項」とあるのは「第53条において準用する第11条第4項」と、同項第3号中「第12条第2項」とあるのは「第53条において準用する第12条第2項」と、同項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第46条第7項」と、同項第5号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する第24条」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>る。</p> <p><u>2 介護老人保健施設及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。））、一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。））又は精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものをいう。以下同じ。））を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。））を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。</p> <p>4 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。））、一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。））又は精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものをいう。以下同じ。））を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。））を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。</p> <p>4 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床</p>

改 正	現 行
<p>を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p>	<p>を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第5条第1項第1号の規定は、適用しない。</p>	<p>5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第5条第1項第1号の規定は、適用しない。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第1項第2号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段（直接地上へ通ずる出入口のある階に通ずる階段をいう。以下同じ。）及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段（直接地上へ通ずる出入口のある階に通ずる階段をいう。以下同じ。）を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）であるか、又は不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p>	<p>7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第1項第2号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段（直接地上へ通ずる出入口のある階に通ずる階段をいう。以下同じ。）及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段（直接地上へ通ずる出入口のある階に通ずる階段をいう。以下同じ。）を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）であるか、又は不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p>
<p>8～10 (略)</p>	<p>8～10 (略)</p>
<p>11 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有</p>	<p>11 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有</p>

改 正	現 行
<p>する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の構造については、第5条第1項第5号ア及び第44条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>12～15 （略）</p>	<p>する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の構造については、第5条第1項第5号ア及び第44条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>12～15 （略）</p>

7 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 19 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第 1 章～第 5 章 (略) 第 6 章 <u>雑則 (第56条)</u> <u>附則</u> 第 1 条・第 2 条 (略) (基本方針) 第 3 条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人權の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第 4 条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 医師及び薬剤師 <u>それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</u> (2)～(4) (略) (5) <u>栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</u> (6) (略) 2 (略) 3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第 1 条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 医師及び薬剤師 <u>それぞれ医療法上必要とされる数以上</u> (2)～(5) (略)</p>	<p>目次 第 1 章～第 5 章 (略) (新設) <u>附則</u> 第 1 条・第 2 条 (略) (基本方針) 第 3 条 (略) 2・3 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第 4 条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 医師、<u>薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上 (2)～(4) (略) <u>(新設)</u> (5) (略) 2 (略) 3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第 1 条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 医師、<u>薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上 (2)～(3) (略)</p>

改 正	現 行
<p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床の数及び療養病床の数の合計数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。<u>ただし、</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>第1項第6号、第3項第7号及び第5項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>第5条～第16条 (略) (指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略) (施設サービス計画の作成)</p>	<p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。<u>ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合のこれらの施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>第1項第5号、第3項第6号及び第5項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>第5条～第16条 (略) (指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____</p> <hr/> <hr/> <p>_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略) (施設サービス計画の作成)</p>

改 正	現 行
<p>第18条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>第18条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議_____をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>
<p>7～11 (略) 第19条・第20条 (略) (栄養管理) 第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p>	<p>7～11 (略) 第19条・第20条 (略) <u>(新設)</u></p>
<p>(口腔(く)衛生の管理) 第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第21条～第27条 (略) (運営規程) 第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>	<p>第21条～第27条 (略) (運営規程) 第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) (略) (勤務体制の確保等) 第29条 (略) 2 (略) 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じな</u></p>	<p>(1)～(6) (略) <u>(新設)</u> <u>(7) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第29条 (略) 2 (略) 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。_____</p>

改正	現行
<p>なければならない。</p> <p>4 <u>指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第29条の2 <u>指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>第30条 (略) (非常災害対策)</p>	<p>第30条 (略) (非常災害対策)</p>
<p>第31条 (略)</p>	<p>第31条 (略)</p>
<p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第32条 (略)</p>	<p>第32条 (略)</p>
<p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>(1) <u>当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>_____をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(3) <u>当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</u> _____を定期的実施すること。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>第33条 (略)</p>	<p>第33条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(揭示)</p> <p>第34条 (略)</p> <p><u>2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>第35条～第38条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 (略) (虐待の防止)</p> <p><u>第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第40条～第42条 (略) (基本方針)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければ</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第34条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第35条～第38条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会_____定期的に開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第40条～第42条 (略) (基本方針)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p>ならない。</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 病室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの</u>とすること。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 病室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入院患者の定員は、<u> </u>おおむね10人以下<u> </u>とすること。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>ユニットに属さない病室を改修したものについて、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第45条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 病室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの</u>とすること。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第45条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 病室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入院患者の定員は、<u> </u>おおむね10人以下<u> </u>とすること。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>ユニットに属さない病室を改修したものについて、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第46条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p>	<p>第46条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p>

改 正	現 行
<p>ア 病室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする</u>こと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(エ)</u> (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第49条～第51条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u> に対</p>	<p>ア 病室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入院患者の定員は、<u>_____ おおむね10人以下 _____</u> とすること。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) ユニットに属さない病室を改修した</u> <u>ものについて、病室を隔て壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p><u>(オ)</u> (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____ を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第49条～第51条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改 正	現 行
<p>方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</p>	

8 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第1章～第13章（略） <u>第14章 雑則（第277条）</u> <u>附則</u> 第1条～第3条（略） （指定居宅サービスの事業の一般原則） 第4条（略） 2（略） <u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第5条～第29条（略） （運営規程） 第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。 (1)～(6)（略） <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8)（略） 第31条（略） （勤務体制の確保等） 第32条（略） 2・3（略） <u>4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u> <u>第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措</u></p>	<p>目次 第1章～第13章（略） <u>（新設）</u> <u>附則</u> 第1条～第3条（略） （指定居宅サービスの事業の一般原則） 第4条（略） 2（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 第5条～第29条（略） （運営規程） 第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。 (1)～(6)（略） <u>（新設）</u> (7)（略） 第31条（略） （勤務体制の確保等） 第32条（略） 2・3（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>

改 正	現 行
<p><u>置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (衛生管理等) 第33条 (略) 2 (略)</p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (掲示) 第34条 (略)</p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> 第35条～第38条 (略) (市町村が実施する事業への協力等) 第39条 (略)</p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> 第40条 (略) (虐待の防止)</p> <p><u>第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる</u></p>	<p>(衛生管理等) 第33条 (略) 2 (略) (新設)</p> <p>(掲示) 第34条 (略) (新設)</p> <p>第35条～第38条 (略) (市町村が実施する事業への協力__) 第39条 (略) (新設)</p> <p>第40条 (略) (新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第41条～第56条（略） （運営規程）</p> <p>第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9)（略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第57条の2 <u>指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護</u></p>	<p>第41条～第56条（略） （運営規程）</p> <p>第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略） <u>（新設）</u></p> <p>(8)（略） <u>（新設）</u></p>

改 正	現 行
<p>従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第58条 (略) (準用)</p> <p>第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>第60条～第62条 (略) (準用)</p> <p>第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>から第36条まで、第37条_____から第41条まで(第38条第5項及び第6項を除く。)及び第48条並びに前節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第64条～第76条 (略) (運営規程)</p> <p>第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p>第58条 (略) (準用)</p> <p>第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条</u>から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>第60条～第62条 (略) (準用)</p> <p>第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条</u>から第36条まで、第37条、<u>第38条(第5項及び第6項を除く。)</u>、第39条から第41条まで_____及び第48条並びに前節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第64条～第76条 (略) (運営規程)</p> <p>第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正	現 行
<p>(4) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(5) <u>前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議へ参加して行うこと。この場合において、サービス担当者会議へ参加して情報提供又は助言を行うことが困難なときは、原則として、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する文書の交付により行うこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(6) (略)</p>	<p><u>(4) (略)</u></p>
<p>3 <u>歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(1) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。</u></p>	
<p>(2) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</u></p>	
<p>(3) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切にこれを提供すること。</u></p>	
<p>(4) <u>利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</u></p>	
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>	<p>第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(7) (略)</p>	<p><u>(6) (略)</u></p>
<p>第97条～第106条 (略)</p>	<p>第97条～第106条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(運営規程)</p> <p>第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第109条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第110条 (略)</p> <p>2 <u>指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定通所介護事業所における感染症</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第109条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第110条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>第111条の3 (略)</u></p> <p><u>第112条 (略)</u> (準用)</p> <p><u>第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の<u>2</u>、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「<u>通所介護従業者</u>」と、第9条第1項中「<u>第30条</u>」とあるのは「<u>第107条</u>」と</u></p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p><u>第114条 (略)</u> (準用)</p> <p><u>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の<u>2</u>、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「<u>第30条</u>に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第115条において読み替えて準用する第34</u></u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第111条の2 (略)</u></p> <p><u>第112条 (略)</u> (準用)</p> <p><u>第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条_____、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで_____、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において_____、第9条第1項中「<u>第30条</u>」とあるのは「<u>第107条</u>」と、<u>「訪問介護員等」とあるのは「<u>通所介護従業者</u>」と、第34条中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p><u>第114条 (略)</u> (準用)</p> <p><u>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条_____、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで_____、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「<u>第30条</u>に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第115条において読み替えて準用する第34</u></u></p>

改 正	現 行
<p>条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「指定通所介護事業者は、前項ただし書の場合において、」とあるのは「共生型通所介護事業者は、共生型通所介護事業所の設備を利用して」と、「指定通所介護以外」とあるのは「共生型通所介護以外」と、第105条、第106条第5項、第108条並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第115条」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第115条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第116条～第134条（略） （準用）</p> <p>第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第40条の2、第41条、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と</p> <p>_____、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第111条の2第4項中「第102条第4項に規定する指定通所介護以外のサービス」とあるのは「基準該当通所介護以外のサービス（第134条第3項ただし書の場合において、夜間及び深夜に提供されるものに限る。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>条に _____ おいて同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条 _____ 中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「指定通所介護事業者は、前項ただし書の場合において、」とあるのは「共生型通所介護事業者は、共生型通所介護事業所の設備を利用して」と、「指定通所介護以外」とあるのは「共生型通所介護以外」と、第105条、第106条第5項及び第108条 _____ 中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第115条」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第115条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第116条～第134条（略） （準用）</p> <p>第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条 _____、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条 _____、第41条、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、 _____ 「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第111条の2第4項中「第102条第4項に規定する指定通所介護以外のサービス」とあるのは「基準該当通所介護以外のサービス（第134条第3項ただし書の場合において、夜間及び深夜に提供されるものに限る。）」と読み替えるものとする。</p>

改 正	現 行
<p>第136条～第142条 (略) (運営規程)</p> <p>第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) (略)</u> (衛生管理等)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。 (1) <u>当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>第145条 (略) (準用)</p> <p>第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第147条 (略)</p>	<p>第136条～第142条 (略) (運営規程)</p> <p>第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(新設)</u> <u>(9) (略)</u> (衛生管理等)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>第145条 (略) (準用)</p> <p>第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条<u> </u>、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第147条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(従業者の員数) 第148条 (略) 2～5 (略) 6 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員_____のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。 7 <u>指定短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。</u> 8 (略) 9 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第149条・第150条 (略) (設備及び備品等) 第151条 (略) 2～4 (略) 5 指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合であつて、当該併設事業所及び_____併設本体施設_____の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。 6～9 (略) 第152条～第163条 (略) (運営規程) 第164条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>	<p>(従業者の員数) 第148条 (略) 2～5 (略) 6 第1項第2号の生活相談員並びに_____同項第3号の介護職員及び看護職員の<u>それぞれのうち1人</u>は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。 (新設) 7 (略) 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第149条・第150条 (略) (設備及び備品等) 第151条 (略) 2～4 (略) 5 指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合であつて、当該併設事業所及び<u>当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）</u>の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。 6～9 (略) 第152条～第163条 (略) (運営規程) 第164条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>第165条～第167条 (略) (準用)</p> <p>第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで<u>(第39条第2項を除く。)</u>、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>、第108条<u>並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第169条・第170条 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第171条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 第4項第1号及び第2号に掲げる設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>第165条～第167条 (略) (準用)</p> <p>第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条_____、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで_____、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中</u></p> <p>_____「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条_____中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第169条・第170条 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第171条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 第4項第1号及び第2号に掲げる設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型</p>

改正	現行
<p>指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする</u>こと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>第172条～第177条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第180条～第181条の2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、</p>	<p>指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、<u>_____</u>おおむね10人以下としなければならない</p> <p>_____。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) ユニットに属さない居室を改修したものについて、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p><u>(オ) (略)</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>第172条～第177条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第180条～第181条の2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、</p>

改 正	現 行
<p>第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第181条の3において読み替えて準用する第152条第1項において同じ。）」と、同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは</p> <p>「共生型短期入所生活介護従業者」と、第108条並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条」とあるのは「第181条の3」と、同項第3号中「第155条第5項」とあるのは「第181条の3において準用する第155条第5項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第181条の3」と読み替えるものとする。</p> <p>第182条～第187条（略） （準用）</p> <p>第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条</p> <p>から第41条まで（第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節（第154条第1項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期</p>	<p>第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中</p> <p>「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第181条の3において読み替えて準用する第152条第1項において同じ。）」と、</p> <p>「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条</p> <p>中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条」とあるのは「第181条の3」と、同項第3号中「第155条第5項」とあるのは「第181条の3において準用する第155条第5項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第181条の3」と読み替えるものとする。</p> <p>第182条～第187条（略） （準用）</p> <p>第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで</p> <p>、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節（第154条第1項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期</p>

改 正	現 行
<p>入所生活介護」と、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2項第2号中「次条」とあるのは「第188条」と、同項第3号中「第155条第5項」とあるのは「第188条において準用する第155条第5項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第188条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第189条～第200条 (略) (運営規程)</p> <p>第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>第202条・第203条 (略) (準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）</u>、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第205条～第212条 (略) (運営規程)</p> <p>第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業</p>	<p>入所生活介護」と、<u>第34条中</u></p> <p><u>「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条</u></p> <p><u>中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2項第2号中「次条」とあるのは「第188条」と、同項第3号中「第155条第5項」とあるのは「第188条において準用する第155条第5項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第188条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第189条～第200条 (略) (運営規程)</p> <p>第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>第202条・第203条 (略) (準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条<u>、</u> <u>第34条、第35条、第37条から第41条まで</u> <u>、</u>第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中</u></p> <p><u>「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条中</u></p> <p><u>「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第205条～第212条 (略) (運営規程)</p> <p>第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業</p>

改 正	現 行
<p>者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第215条～第225条 (略) (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第226条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第227条～第231条 (略) (運営規程)</p> <p>第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>	<p>者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(新設)</u></p> <p>第215条～第225条 (略) (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第226条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____ を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第227条～第231条 (略) (運営規程)</p> <p>第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第233条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第234条～第236条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、<u>第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第238条～第244条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第233条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p> <p>第234条～第236条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条_____、第34条から第36条まで、第37条_____から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中_____「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と_____読み替えるものとする。</u></p> <p>第238条～第244条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p>

改 正	現 行
<p>第246条・第247条 (略) (準用)</p> <p>第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、<u>第38条、第40条</u>から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、<u>第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>第249条～第256条 (略) (運営規程)</p> <p>第257条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>第258条・第259条 (略) (衛生管理等)</p> <p>第260条 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を</u></p>	<p>第246条・第247条 (略) (準用)</p> <p>第248条 第12条、第13条、第22条、第27条_____、第34条から第36条まで、第37条_____から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中</u> _____ 「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と _____、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>第249条～第256条 (略) (運営規程)</p> <p>第257条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>第258条・第259条 (略) (衛生管理等)</p> <p>第260条 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第261条 (略)</p> <p><u>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>第262条 (略) (準用)</p> <p>第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項、<u>第2項及び第4項</u>の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、<u>同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第264条 (略) (準用)</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第35条、第36条、第37条 _____ から第41条まで (<u>第38条第5項及び第6項を除く。）、第56</u></p>	<p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第261条 (略) (新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>第262条 (略) (準用)</p> <p>第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条 _____、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項 _____ の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、 _____ 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第108条第2項 _____ 中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第264条 (略) (準用)</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条 _____、第35条、第36条、第37条、<u>第38条(第5項及び第6項を除く。）、第39条</u>から第41条まで _____、第56</p>

改 正	現 行
<p>条、第108条第1項、第2項及び第4項、第249条、第251条、第252条並びに前節（第253条第1項及び第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条において準用する第257条」と、<u>同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」</u>、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、<u>第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第266条～第275条 (準用)</p> <p>第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、<u>第32条の2</u>、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、<u>同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」</u>、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」と</p>	<p>条、第108条第1項及び第2項 _____、第249条、第251条、第252条並びに前節（第253条第1項及び第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条において準用する第257条」と、 _____ 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、<u>第108条第2項 _____ 中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第266条～第275条 (準用)</p> <p>第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条 _____、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項<u>及び第2項 _____</u>、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、 _____ 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」と</p>

改 正	現 行
<p>あるのは「従業者」と、<u>第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」とする。</u></p> <p><u>第14章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、この条例の規定による交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>1～29 (略)</u> <u>(病床の転換を行って開設する医療機関併設型指定特定施設等に関する経過措置)</u></p> <p><u>30 療養病床その他規則で定める病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は</u></p>	<p>あるのは「従業者」と、<u>第108条第2項</u></p> <p>中 「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」とする。</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>附 則</u> <u>1～29 (略)</u> <u>(病床の転換を行って開設する医療機関併設型指定特定施設等に関する経過措置)</u></p> <p><u>30 療養病床その他規則で定める病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は</u></p>

改 正	現 行
<p>病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換（病院の療養病床等又は診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数は、第218条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（病院の療養病床等又は診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数は、第218条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>31 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、第240条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、それぞれ当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>	<p>31 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、第240条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、それぞれ当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>
<p>32 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設を開設する場合その他規則で定める場合で、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第220条第4項及び第5項並びに第242条第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>32 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設を開設する場合その他規則で定める場合で、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第220条第4項及び第5項並びに第242条第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>
<p>33 (略)</p>	<p>33 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第55条の2の2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第55条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第55条の4 (略)</p> <p>2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>第55条の5～第55条の8 (略) (市町村が実施する事業への協力等)</p> <p>第55条の9 (略)</p> <p>2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第55条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(揭示)</p> <p>第55条の4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第55条の5～第55条の8 (略) (市町村が実施する事業への協力__)</p> <p>第55条の9 (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>第55条の10 (略) <u>(虐待の防止)</u></p>	<p>第55条の10 (略) <u>(新設)</u></p>
<p><u>第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p><u>(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p>	
<p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	
<p>第55条の11～第62条 (略) (準用)</p>	<p>第55条の11～第62条 (略) (準用)</p>
<p>第63条 第1節、第4節（第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>第63条 第1節、第4節（第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4 中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。</p>
<p>第64条～第72条 (略) (運営規程)</p>	<p>第64条～第72条 (略) (運営規程)</p>

改 正	現 行
<p>第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p>	<p>第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>第74条 (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>第74条 (略)</p> <p>(準用)</p>
<p>第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>	<p>第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2 から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4 中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>
<p>第76条～第82条 (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>第76条～第82条 (略)</p> <p>(運営規程)</p>
<p>第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

改 正	現 行
<p>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(7) (略)</p> <p>第84条 (略) (準用)</p> <p>第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、<u>第69条及び第73条の2</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び<u>第55条の4第1項</u>中「第55条」とあるのは「<u>第83条</u>」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「<u>設備及び備品等</u>」と、<u>第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第86条 (略) (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議、リハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第126条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のため、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加するときにあつては、テレビ電話装</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第84条 (略) (準用)</p> <p>第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2</u>から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで<u>及び第69条</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び<u>第55条の4</u>中「第55条」とあるのは「<u>第83条</u>」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「<u>設備及び備品等</u>」と<u>読み替えるものとする。</u></p> <p>第86条 (略) (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議、リハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第126条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のため、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議</p>

改 正	現 行
<p>置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>第88条～第91条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>第93条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、<u>第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第95条 (略)</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 薬剤師_____の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合</u></p>	<p>_____をいう。以下同じ。)その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>第88条～第91条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>第93条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2</u>から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条_____の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4_____中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と_____</p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>第95条 (略)</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 薬剤師、<u>歯科衛生士又は管理栄養士</u>の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p>は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。</p> <p>(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議への参加により行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加により行うことが困難なときは、原則として、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付により行うこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切にこれを提供すること。</p> <p>(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p> <p>第97条～第120条 (略) (運営規程)</p> <p>第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) (略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第121条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業</p>	<p>(新設)</p> <p>(4) (略) (新設)</p> <p>第97条～第120条 (略) (運営規程)</p> <p>第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第121条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業</p>

改 正	現 行
<p>者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第121条の3 (略) (非常災害対策)</p>	<p>第121条の3 (略) (非常災害対策)</p>
<p>第121条の4 (略)</p>	<p>第121条の4 (略)</p>
<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第122条 (略)</p>	<p>第122条 (略)</p>
<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第123条 (略)</p>	<p>第123条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(準用) 第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p> <p>第125条～第129条 (略) (従業者の員数) 第130条 (略) 2～5 (略) 6 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員<u>_____</u>のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。</p> <p>7 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。</u></p> <p>8 (略) 9 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第131条～第138条 (略) (運営規程) 第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) (略) 第140条 (略)</p>	<p>(準用) 第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3 _____、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p> <p>第125条～第129条 (略) (従業者の員数) 第130条 (略) 2～5 (略) 6 第1項第2号の生活相談員並びに _____同項第3号の介護職員及び看護職員<u>のそれぞれのうち1人_____</u>は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。</p> <p>(新設) 7 (略) 8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第131条～第138条 (略) (運営規程) 第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(新設)</u> (9) (略) 第140条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(衛生管理等) 第140条の2 (略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>(衛生管理等) 第140条の2 (略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第141条・第142条 (略) (準用)</p> <p>第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで<u>(第55条の9第2項を除く。)</u>、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第141条・第142条 (略) (準用)</p> <p>第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条<u>_____</u>、第55条の4から第55条の11まで<u>_____</u>、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2中_____「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第144条～第153条 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第154条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 第4項第1号及び第2号に掲げる設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属す</p>	<p>第144条～第153条 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第154条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 第4項第1号及び第2号に掲げる設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属す</p>

改正	現行
<p>るものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする</u>こと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>第155条・第156条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>10 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>11</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第158条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</p>	<p>るものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>_____</u>おおむね10人以下としなければならない</p> <p>_____。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) ユニットに属さない居室を改修したもののについて、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p><u>(オ)</u> (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>第155条・第156条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>10</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第158条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</p>

改正	現行
<p>事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第159条～第165条の2 (略) (準用)</p>	<p>第159条～第165条の2 (略) (準用)</p>
<p>第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2、第121条の4、第129条、第131条並びに第4節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項、第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第1号中「第145条第2号」とあるのは「第165条の3において準用する第145条第2号」と、同項第2号中「次条」とあるのは</p>	<p>第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条、第131条並びに第4節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第1号中「第145条第2号」とあるのは「第165条の3において準用する第145条第2号」と、同項第2号中「次条」とあるのは</p>

改 正	現 行
<p>「第165条の3」と、同項第3号中「第137条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する第137条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の3」と読み替えるものとする。</p> <p>第166条～第171条 (略) (準用)</p> <p>第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4から_____第55条の11まで(第55条の8第5項及び第6項並びに<u>第55条の9第2項を除く。</u>)、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、第121条の2中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第173条～第178条 (略) (運営規程)</p> <p>第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項</p>	<p>「第165条の3」と、同項第3号中「第137条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する第137条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の3」と読み替えるものとする。</p> <p>第166条～第171条 (略) (準用)</p> <p>第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条_____、第55条の4から<u>第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)</u>、第55条の9から<u>第55条の11まで</u>_____、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第51条の13中</u>_____「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、</u>_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2中_____「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</p> <p>第173条～第178条 (略) (運営規程)</p> <p>第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項</p>

改 正	現 行
<p>基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	(新設)
<p>第196条～第211条 (略) (身体的拘束等の禁止)</p>	<p>第196条～第211条 (略) (身体的拘束等の禁止)</p>
<p>第212条 (略)</p>	<p>第212条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)・(3) (略) (運営規程)</p>	<p>(2)・(3) (略) (運営規程)</p>
<p>第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	<p>第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>(新設)</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第214条 (略)</p>	<p>第214条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____</p>
<p>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を</p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第215条～第217条 (略) (準用)</p> <p>第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4から第55条の11まで<u>(第55条の9第2項を除く。)</u>、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第219条～第231条 (略) (運営規程)</p> <p>第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) (略)</p> <p>第233条・第234条 (略) (準用)</p> <p>第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4から第55条の11まで<u>(第55条の9第2項を除く。)</u>、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護</u></p>	<p>第215条～第217条 (略) (準用)</p> <p>第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで_____、第55条の4から第55条の11まで_____、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条_____中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、<u>第55条の4中_____「第55条」とあるのは「第213条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」</u>_____とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第219条～第231条 (略) (運営規程)</p> <p>第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(新設)</u> <u>(10) (略)</u></p> <p>第233条・第234条 (略) (準用)</p> <p>第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで_____、第55条の4から第55条の11まで_____、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の4中_____「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護</u></p>

改 正	現 行
<p>予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>	<p>予防サービス事業所」と、第53条中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>
<p>第236条～第242条 (略) (運営規程)</p>	<p>第236条～第242条 (略) (運営規程)</p>
<p>第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	<p>第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(7) (略)</u></p>	<p><u>(6) (略)</u></p>
<p>第244条・第245条 (略) (衛生管理等)</p>	<p>第244条・第245条 (略) (衛生管理等)</p>
<p>第246条 (略)</p>	<p>第246条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p><u>(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	
<p>(揭示及び目録の備付け)</p>	<p>(揭示及び目録の備付け)</p>
<p>第247条 (略)</p>	<p>第247条 (略)</p>
<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第248条 (略) (準用)</p>	<p>第248条 (略) (準用)</p>
<p>第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52</p>	<p>第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52</p>

改 正	現 行
<p>条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p> <p>第250条～第253条 (略) (準用)</p> <p>第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から_____第55条の11まで(第55条の8第5項及び第6項を除く。)並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。))」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者</p>	<p>条の2、第52条の3、第54条_____、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項_____の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。))」とあるのは「以下同じ。))」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13中_____「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と_____読み替えるものとする。</p> <p>第250条～第253条 (略) (準用)</p> <p>第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条_____、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。))、第55条の9から第55条の11まで_____並びに第121条の2第1項及び第2項_____並びに第1節、第2節(第239条を除く。))、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。))」とあるのは「以下同じ。))」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13中_____「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者</p>

改 正	現 行
<p>代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、<u>同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第255条～第262条 (略) (準用)</p> <p>第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項、<u>第2項及び第4項</u>、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において読み替えて準用する第243条」と、<u>同項、第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、<u>同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第245条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第264条～第266条 (略)</p>	<p>代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と_____</p> <p>_____、 第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第255条～第262条 (略) (準用)</p> <p>第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条_____、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項<u>及び第2項</u>_____、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において読み替えて準用する第243条」と、_____</p> <p>_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と_____</p> <p>_____、第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第245条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。</p> <p>第264条～第266条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数は、第204条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	<p>援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数は、第204条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<p>31 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、第228条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、それぞれ当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>	<p>31 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、第228条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、それぞれ当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>
<p>32 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を開設する場合その他規則で定める場合で、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第206条第4項及び第5項並びに第230条第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>32 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を開設する場合その他規則で定める場合で、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第206条第4項及び第5項並びに第230条第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>
33 (略)	33 (略)

10 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年神奈川県条例第46号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第1章～第5章（略） <u>第6章 雑則（第55条）</u> 附則 第1条（略） （基本方針） 第2条（略） 2・3（略） <u>4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保健法（以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第3条（略） 第4条 医師及び看護師のほか、介護医療院に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）准看護師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上（<u>法</u> <u>第111条第2項の規定により当該介護医療院に置くべき看護師の員数を含む。</u>） （3）・（4）（略） （5）<u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員が100以上の介護医療院にあつては、1以上 （6）～（8）（略） 2・3（略） 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。 <u>ただし、</u> <u>入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>目次 第1章～第5章（略） <u>（新設）</u> 附則 第1条（略） （基本方針） 第2条（略） 2・3（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 第3条（略） 第4条 医師及び看護師のほか、介護医療院に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）准看護師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上（<u>介護保険法（以下「法」という。）第111条第2項の規定により当該介護医療院に置くべき看護師の員数を含む。</u>） （3）・（4）（略） （5）<u>栄養士</u> <u>入所定員が100</u>以上の介護医療院にあつては、1以上 （6）～（8）（略） 2・3（略） 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。 <u>ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にユニット型介護医療院を併設する場合のこれらの施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>

改 正	現 行
<p>5～7 (略)</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>(栄養管理)</p> <p>第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(<u>口腔衛生の管理</u>)</p>	<p>5～7 (略)</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____</p> <p>_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議_____</p> <p>_____をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

改 正	現 行
<p>第20条の3 <u>介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>第21条～第28条 (略) (運営規程)</p> <p>第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条第1項において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護医療院は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p> <p>第30条の2 <u>介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第21条～第28条 (略) (運営規程)</p> <p>第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条_____において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護医療院は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>第31条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 介護医療院は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> をお おむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに <u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u> を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第34条 (略) (掲示)</p> <p>第35条 (略)</p> <p><u>2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>第36条～第39条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第31条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第32条 (略) (新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____ をお おむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 _____ を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第34条 (略) (掲示)</p> <p>第35条 (略) (新設)</p> <p>第36条～第39条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改 正	現 行
<p>(3) <u>事故発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u>に開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(3) <u>事故発生の防止のための対策を検討する委員会</u> _____ を定期的に開催すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>2～4 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p> <p><u>第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u>に開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第41条～第43条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第41条～第43条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第41条～第43条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>4 <u>ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の</u></p>	<p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の</u></p>

改 正	現 行
<p>適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第48条～第50条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第53条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から<u>第20条の3</u>まで、第23条、第25条から第28条まで、<u>第30条の2</u>及び第32条から第42</p>	<p>適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____ を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第48条～第50条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第53条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から<u>第20条</u> _____ まで、第23条、第25条から第28条まで _____ 及び第32条から第42</p>

改 正	現 行
<p>条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。</p>	<p>条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第6章 雑則</p>	<p>(新設)</p>
<p>(電磁的記録等)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第55条 <u>介護医療院及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	
<p>2 <u>介護医療院及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床その他規則で定</p>	<p>2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床その他規則で定</p>

改 正	現 行
<p>める病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）であるか、又は不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の構造については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。</p>	<p>める病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）であるか、又は不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の構造については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。</p>

改正	現行
<p>5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）について、<u>令和6年3月31日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。</p>	<p>5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）について、<u>平成36年3月31日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。</p>
<p>6 <u>令和6年3月31日</u>までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）であるか、又は不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p>	<p>6 <u>平成36年3月31日</u>までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）であるか、又は不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p>
<p>7 <u>令和6年3月31日</u>までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の構造については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。</p>	<p>7 <u>平成36年3月31日</u>までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の構造については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。</p>
<p>8 <u>病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けるものとする。</u></p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p><u>8</u> (略)</p>

改 正	現 行
<p><u>の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 地域活動支援センターは、<u>当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ</u>ならない。</p> <p>(1) <u>当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第20条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第20条 <u>地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第19条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 地域活動支援センターは、<u> 地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</p>

改 正	現 行
<p>第14条 (略)</p> <p>2 福祉ホームは、<u>当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。</p> <p>(1) <u>当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第18条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>2 福祉ホームは、<u>福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p>	<p>第13条～第15条 (略)</p>
<p>第18条 福祉ホームは、<u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。</p> <p>(1) <u>当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切</u>に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第16条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(3) <u>第17条第2項</u>に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第14条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(3) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</p>

13 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 5 号）新旧
対照表

改 正	現 行
<p>第 1 条～第 11 条（略） （非常災害対策）</p> <p>第 12 条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第 12 条の 3 及び第 13 条において「障害児入所施設等」という。）を除く。第 13 条第 2 項において同じ。）は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第 12 条の 2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月 1 回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 （業務継続計画の策定等）</p> <p>第 12 条の 3 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （衛生管理等）</p> <p>第 13 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該障害児入所施設等における感染症及</p>	<p>第 1 条～第 11 条（略） （非常災害対策）</p> <p>第 12 条 児童福祉施設</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第 13 条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p>

改 正	現 行
<p>い。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第58条～第66条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>13 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、<u>児童おおむね4人</u>につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</p> <p>14～17 (略)</p> <p>18 前項の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは<u>大学院</u>において、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>第68条～第71条 (略)</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第72条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童の取り扱った児童福祉司(法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司をいう。第82条において同じ。)又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第81条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療</p>	<p>い。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第58条～第66条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>13 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、<u>乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上</u>とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</p> <p>14～17 (略)</p> <p>18 前項の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。) _____ において、心理学を専修する学科 _____ 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>第68条～第71条 (略)</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第72条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童の取り扱った児童福祉司(法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司をいう。第82条において同じ。)又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第81条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は <u>機能訓練</u> 担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を _____</p>

改正	現行
<p>的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉施設基準第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>	<p>置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士法及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>	<p>(略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>3 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員</p>
<p>3 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。</p>
<p>4～7 (略)</p>	<p>4～7 (略)</p>
<p>8 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p>	<p>8 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員 の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p>
<p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型</p>	<p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型</p>

改 正	現 行
<p>児童発達支援センターには、<u>嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員</u>のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、<u>機能訓練担当職員</u>を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>児童発達支援センターには、<u>第1項に規定する職員及び看護職員</u></p>
<p>10～12 (略) 第82条～第90条 (略) (職員)</p>	<p>_____を置かなければならない。</p>
<p>第91条 (略) 2 (略)</p>	<p>ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
<p>3 第1項の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）<u>若しくは大学院</u>において、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p>	<p>10～12 (略) 第82条～第90条 (略) (職員)</p>
<p>4～7 (略) 第92条～第98条 (略) (職員)</p>	<p>第91条 (略) 2 (略)</p>
<p>第99条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>3 第1項の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）_____において、心理学を専修する学科_____若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p>
<p>4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）<u>若しくは大学院</u>において、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p>	<p>4～7 (略) 第92条～第98条 (略) (職員)</p>
<p>5・6 (略) 第100条～第111条 (略)</p>	<p>第99条 (略) 2・3 (略)</p>
	<p>4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）_____において、心理学を専修する学科_____若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p>
	<p>5・6 (略) 第100条～第111条 (略)</p>

14 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者）</p>	<p>第1条・第2条（略） （法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者）</p>
<p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 （指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p>	<p>第3条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 （指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p>
<p>第4条（略）</p>	<p>第4条（略）</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、_____必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければ_____ならない。</p>	<p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者の設置その他の必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p>第5条（略） （従業者の員数）</p>	<p>第5条（略） （従業者の員数）</p>
<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）_____</p>	<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）<u>、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学</u></p>

改 正	現 行
<p>指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士_____の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を_____置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数に児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第 73 条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第 48 条の 3 第 1 項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第 73 条において同じ。）を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第 3 条第 1 項に規定する特定行為をいう。次条及び第 73 条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第 20 条第 1 項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第 73 条において同じ。）を行う場合</p>	<p>(新規)</p>
<p>3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第73条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>(新規)</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p>

改 正	現 行
(2) 看護職員 _____ _____ 1 以上	(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 1 以上
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
5 (略)	4 (略)
6 第 1 項第 1 号の児童指導員又は保育士 _____ _____ のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。	5 第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
7 第 3 項の規定により機能訓練担当職員等の数 _____ _____ を含める場合における第 1 項第 1 号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。	6 _____ _____ 第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
8 (略)	7 (略)
第 7 条 (略)	第 7 条 (略)
2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。	2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を _____ _____ 置かなければならない。この場合においては、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合	(新規)
(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合	(新規)
(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	(新規)

改 正	現 行
<p>合</p>	
<p>3 <u>前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を当該各号に定めるとおり置かなければならない。この場合においては、当該各号に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数</u></p>	<p>3 <u>前項</u>の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を _____当該各号に定めるとおり置かなければならない。この場合においては、当該各号に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 (1)・(2) (略) (新規)</p>
<p>5 <u>第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を当該各号に定めるとおり置かなければならない。この場合においては、当該各号に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u> (1)・(2) (略)</p>	<p>4 第2項 _____ の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を当該各号に定めるとおり置かなければならない。この場合においては、当該各号に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 (1)・(2) (略)</p>
<p>6 <u>第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>7 <u>第1項第2号ア及び第4項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>	<p>5 <u>第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>
<p>8 <u>第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支</u></p>	<p>6 <u>第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支</u></p>

改 正	現 行
<p>援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>
<p>第8条～第27条 (略) (児童発達支援計画の作成等)</p>	<p>第8条～第27条 (略) (児童発達支援計画の作成等)</p>
<p>第28条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>第28条 (略) 2～4 (略)</p>
<p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議_____を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>
<p>6～10 (略) 第29条～第37条 (略) (運営規程)</p>	<p>6～10 (略) 第29条～第37条 (略) (運営規程)</p>
<p>第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第44条第1項において「運営規程」という。）を定めなければならない。 (1)～(12) (略) (勤務体制の確保等)</p>	<p>第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第44条_____において「運営規程」という。）を定めなければならない。 (1)～(12) (略) (勤務体制の確保等)</p>
<p>第39条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第39条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)</p>	<p>(新規)</p>
<p>第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する</p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>第40条 （略） （非常災害対策）</p>	<p>第40条 （略） （非常災害対策）</p>
<p>第41条 （略）</p>	<p>第41条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 <u>指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p>（衛生管理等）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第42条 （略）</p>	<p>第42条 （略）</p>
<p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。</u></p>	<p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、 指定児童発達支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p>(2) <u>当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p>(3) <u>当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>（新規）</p>

改 正	現 行
<p>第43条 (略) (重要事項の掲示)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する</p>	<p>第43条 (略) (重要事項の掲示)</p> <p>第44条 (略) (新規)</p>
<p><u>事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p>
<p>第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の</p>	<p>第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 (略) (新規)</p>
<p><u>適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p>
<p>第46条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>第46条 (略) (新規)</p>

改 正	現 行
<p>(2) <u>当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p>	
<p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	
<p>第47条～第51条 (略) (地域との連携等)</p>	<p>第47条～第51条 (略) (地域との連携等)</p>
<p>第52条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、当該障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第52条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、当該障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法_____に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>
<p>第53条～第55条の5 (略) (従業者の員数)</p>	<p>第53条～第55条の5 (略) (従業者の員数)</p>
<p>第56条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 _____ 基準該当児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士 _____ の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p>	<p>第56条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p>

改 正	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>
<p>第57条～第70条の2 (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>第57条～第70条の2 (略)</p> <p>(準用)</p>
<p>第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第67条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、<u>第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と</u>、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第67条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、<u>第44条</u> _____ 「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第72条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第72条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p>
<p>第73条 指定放課後等デイサービスの事業者を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士</p>	<p>第73条 指定放課後等デイサービスの事業者を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス</p>
<p>_____ 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士</p>	<p><u>経験者</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経</p>

改 正	現 行
<p>____の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p>	<p>験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、<u>日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u></p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において <u>日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を_____</u> <u>_____置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</u></p>
<p>(1) <u>医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>(2) <u>当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>(3) <u>当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指</p>	<p><u>(新規)</u></p>

改 正	現 行
<p>定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	
<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士 _____ のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士 _____ の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>6 _____ 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>第74条～第78条の2 (略) (従業者の員数)</p>	<p>第74条～第78条の2 (略) (従業者の員数)</p>
<p>第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 _____ 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士 _____ の合計数が、ア又はイに掲げる</p>	<p>第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 _____ 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる</p>

改 正	現 行
<p>障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略) (2) (略) 2 (略) (削る)</p>	<p>障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略) (2) (略) 2 (略) 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害</p>
<p>第80条～第81条の2 (略) (従業者の員数) 第81条の3 (略) 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>	<p><u>福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u> 第80条～第81条の2 (略) (従業者の員数) 第81条の3 (略) 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科_____若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>
<p>3 (略) 第81条の4～第81条の8 (略) (準用) 第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、<u>第39条の2</u>、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及</p>	<p>3 (略) 第81条の4～第81条の8 (略) (準用) 第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条_____、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及</p>

改 正	現 行
<p>び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第82条～第88条 (略) (準用)</p>	<p>第82条～第88条 (略) (準用)</p>
<p>第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、<u>第39条の2</u>、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第89条において準用する第81条の8に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、<u>第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と</u>、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条_____、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第89条において準用する第81条の8に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、<u>第44条中_____「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と</u>、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>(従業者の員数に関する特例)</p>	<p>(従業者の員数に関する特例)</p>
<p>第90条 多機能型事業所(指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保</p>	<p>第90条 多機能型事業所(指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保</p>

改正	現行
<p>育所等訪問支援の事業（以下「指定通所支援の事業」という。）のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第3項及び第6項を除く。）、第63条、第73条第1項から第3項まで及び第5項、第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中</p> <p>「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項</p> <p>中「指定</p>	<p>育所等訪問支援の事業（以下「指定通所支援の事業」という。）のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条</p> <p>、第63条、第73条第1項、第2項及び第4項、第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定</p>

改 正	現 行
<p>放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第 81 条の 3 第 1 項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第 83 条第 1 項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p>	<p>放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第 81 条の 3 第 1 項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第 83 条第 1 項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p>
<p>2 利用定員の合計が 20 人未満である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、<u>第 6 条第 6 項</u>及び<u>第 73 条第 6 項</u>の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち 1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>	<p>2 利用定員の合計が 20 人未満である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、<u>第 6 条第 5 項</u>及び<u>第 73 条第 5 項</u>の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち 1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>
<p>第 91 条 （略）</p>	<p>第 91 条 （略）</p>
<p>（利用定員に関する特例）</p>	<p>（利用定員に関する特例）</p>
<p>第 92 条 （略）</p>	<p>第 92 条 （略）</p>
<p>2～4 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p>
<p>5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第 82 条第 5 項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第 2 項中「20 人」とあるのは、「10 人」とする。</p>	<p>5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）</p> <p>第 82 条第 5 項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第 2 項中「20 人」とあるのは、「10 人」とする。</p>

15 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 8 号）（第 1 条関係）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第 1 条・第 2 条 （略） （法第 24 条の 9 第 3 項において準用する法第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号の条例で定める者）</p> <p>第 3 条 法第 24 条の 9 第 3 項において準用する法第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。 （指定障害児入所施設等の一般原則）</p> <p>第 4 条 （略） 2・3 （略）</p> <p>4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>第 5 条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第 4 号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第 5 号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) （略） (3) （略）</p> <p>ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア) から (ウ) までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数 (ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上（30 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上） (イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第 2 項第 2 号及び第 4 項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。同条第 2 項第 3 号において同じ。）（同条第 1 項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を 4 で除して得た数</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">以</p> <p>上（35 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該 数に 1 を加えた数以上）</p>	<p>第 1 条・第 2 条 （略） （法第 24 条の 9 第 2 項において準用する法第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号の条例で定める者）</p> <p>第 3 条 法第 24 条の 9 第 2 項において準用する法第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。 （指定障害児入所施設等の一般原則）</p> <p>第 4 条 （略） 2・3 （略）</p> <p>4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者の設置その他の必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>第 5 条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第 4 号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第 5 号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) （略） (3) （略）</p> <p>ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア) から (ウ) までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数 (ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を 4.3 で除して得た数以上（30 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上） (イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第 2 項第 2 号及び第 4 項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。同条第 2 項第 3 号において同じ。）（同条第 1 項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（同条第 3 項第 3 号及び第 53 条第 1 項第 2 号において「乳幼児」という。）の数を 4 で除して得た数及び障害児である少年の数を 5 で除して得た数の合計数以上（35 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に 1 を加えた数以上）</p>

改 正	現 行
<p>(ウ) (略) イ・ウ (略) (4)～(6) (略)</p> <p>3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 第1項（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>第6条 (略) 2 (略) 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第53条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。 (4) (略) 4・5 (略) 第7条～第21条 (略) (入所支援計画の作成等) 第22条 (略) 2～4 (略) 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。 6～10 (略) 第23条～第34条 (略) (運営規程) 第35条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第41条第1項において「運営規程」という。）を定めなければならない。 (1)～(10) (略) (勤務体制の確保等)</p>	<p>(ウ) (略) イ・ウ (略) (4)～(6) (略) (新設)</p> <p>3 第1項（第1号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>第6条 (略) 2 (略) 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児 _____のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。 (4) (略) 4・5 (略) 第7条～第21条 (略) (入所支援計画の作成等) 第22条 (略) 2～4 (略) 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議 _____を _____を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。 6～10 (略) 第23条～第34条 (略) (運営規程) 第35条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第41条_____において「運営規程」という。）を定めなければならない。 (1)～(10) (略) (勤務体制の確保等)</p>

改 正	現 行
<p>第36条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第36条 (略) 2・3 (略)</p>
<p><u>4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第36条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>第37条 (略) (非常災害対策)</p>	<p>第37条 (略) (非常災害対策)</p>
<p>第38条 (略) 2 (略)</p>	<p>第38条 (略) 2 (略)</p>
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第39条 (略) 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。</p>	<p>第39条 (略) 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第40条 (略) (重要事項の掲示)</p> <p>第41条 (略)</p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第42条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u><u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u><u>に実施すること。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第43条 (略)</p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u><u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u><u>に実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第44条～第57条 (略) (準用)</p> <p>第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21</p>	<p>3 (略)</p> <p>第40条 (略) (重要事項の掲示)</p> <p>第41条 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第42条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（<u>次項において</u>「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第43条 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第44条～第57条 (略) (準用)</p> <p>第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21</p>

改 正	現 行
<p>条から第39条まで、第41条から第45条まで、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、<u>第41条第1項中</u>「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>条から第39条まで、第41条から第45条まで、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、<u>第41条中</u>「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
(平成30年神奈川県条例第59号) (第2条関係) 新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 1 (略) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設に係る人員及び設備に関する基準については、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 1 (略) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設に係る人員及び設備に関する基準については、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

16 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第3条（略） （指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章並びに第201条の20第3項及び第4項において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第6条～第31条（略） （運営規程）</p> <p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条第1項において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>第33条（略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第34条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p> <p>第34条の2 <u>指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研</u></p>	<p>第1条～第3条（略） （指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章並びに第201条の10第3項及び第4項において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第6条～第31条（略） （運営規程）</p> <p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>第33条（略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第34条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第 35 条 (略)</p>	<p>第 35 条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(1) <u>当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p>(2) <u>当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p>(3) <u>当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	
<p>(揭示)</p>	<p>(揭示)</p>
<p>第 36 条 (略)</p>	<p>第 36 条 (略)</p>
<p>2 <u>指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p>	
<p>第 36 条の 2 <u>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>2 <u>指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者</u></p>	

改 正	現 行
<p>に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>第 37 条～第 41 条 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p>	<p>第 37 条～第 41 条 (略)</p>
<p>第 41 条の 2 <u>指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第 42 条・第 43 条 (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>第 42 条・第 43 条 (略)</p> <p>(準用)</p>
<p>第 44 条 第 10 条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 44 条第 1 項において読み替えて準用する第 32 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する次条第 1 項」と、第 26 条第 1 号中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 1 項において読み替えて準用する次条第 1 項」と、第 27 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 8 条において準用する第 6 条第 2 項」と、第 31 条第 3 項中「第 27 条」とあるのは「第 44 条第 1 項において読み替えて準用する第 27 条」と、第 32 条中「第 36 条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する第 36 条第 1 項」と、第 33 条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第 10 条から第 32 条まで及び第 34 条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 44 条第 2 項において読み替えて準用する第 32 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 2 項において準用する次条第 1 項」と、第 26 条第 1 号中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 2 項において読み替えて準用する次条第 1 項」と、第 27 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 8 条にお</p>	<p>第 44 条 第 10 条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 44 条第 1 項において読み替えて準用する第 32 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する次条第 1 項」と、第 26 条第 1 号中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 1 項において読み替えて準用する次条第 1 項」と、第 27 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 8 条において準用する第 6 条第 2 項」と、第 31 条第 3 項中「第 27 条」とあるのは「第 44 条第 1 項において読み替えて準用する第 27 条」と、第 32 条中「第 36 条_____」とあるのは「第 44 条第 1 項において準用する第 36 条_____」と、第 33 条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第 10 条から第 32 条まで及び第 34 条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 44 条第 2 項において読み替えて準用する第 32 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 2 項において準用する次条第 1 項」と、第 26 条第 1 号中「次条第 1 項」とあるのは「第 44 条第 2 項において読み替えて準用する次条第 1 項」と、第 27 条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 8 条にお</p>

改 正	現 行
<p>(療養介護計画の作成等) 第 60 条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>い</u>い、<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～9 (略) 第 61 条～第 68 条 (略) (運営規程) 第 69 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 74 条第 1 項において「<u>運営規程</u>」という。）を定めなければならない。 (1)～(10) (略) (勤務体制の確保等) 第 70 条 (略) 2・3 (略) 4 <u>指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護</u></p>	<p>(療養介護計画の作成等) 第 60 条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>い</u>う</p>
<p>_____。) を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～9 (略) 第 61 条～第 68 条 (略) (運営規程) 第 69 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 74 条 _____において「<u>運営規程</u>」という。）を定めなければならない。 (1)～(10) (略) (勤務体制の確保等) 第 70 条 (略) 2・3 (略) 4 <u>指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護</u></p>	<p>_____。) を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～9 (略) 第 61 条～第 68 条 (略) (運営規程) 第 69 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 74 条 _____において「<u>運営規程</u>」という。）を定めなければならない。 (1)～(10) (略) (勤務体制の確保等) 第 70 条 (略) 2・3 (略) 4 <u>指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護</u></p>
<p>の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 第 71 条 (略) (非常災害対策) 第 72 条 (略) 2 (略) 3 <u>指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練</u></p>	<p>の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 第 71 条 (略) (非常災害対策) 第 72 条 (略) 2 (略) 3 <u>指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練</u></p>
<p>の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等) 第 73 条 (略) 2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ _____ ならない。 (1) <u>当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等</u></p>	<p>の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等) 第 73 条 (略) 2 指定療養介護事業者は、 _____ 指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (新規)</p>
<p>を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 (2) <u>当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 (2) _____ (新規)</p>

改正	現行
<p>(3) <u>当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(揭示) 第74条 (略)</p>	<p>(揭示) 第74条 (略)</p>
<p>2 <u>指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第75条 削除</p>	<p>(身体的拘束等の禁止) 第75条 <u>指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p>
<p>第76条 (略)</p>	<p>2 <u>指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>第76条 (略)</p>
<p>第77条 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>第77条 (略)</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p>
<p>(4) <u>次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体的拘束等の記録</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(4) <u>第75条第2項</u>に規定する身体的拘束等の記録</p>
<p>(準用)</p>	<p>(5)・(6) (略)</p>
<p>第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、<u>第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）</u>及び第39条から第41条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p>
<p>第79条～第87条 (略)</p>	<p>第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、<u>第37条、第38条第1項</u>及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p>	<p>第79条～第87条 (略)</p>
<p>第87条の2 (略)</p>	<p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p>
<p>2 <u>指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事</u></p>	<p>第87条の2 (略)</p>
<p>業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事</p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>業所に新たに雇用された障害者が、第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p>	
<p>第 88 条～第 90 条 (略) (運営規程)</p>	<p>第 88 条～第 90 条 (略) (運営規程)</p>
<p>第 91 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 94 条第 1 項において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>	<p>第 91 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 94 条において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(12) (略) (衛生管理等)</p>	<p>(1)～(12) (略) (衛生管理等)</p>
<p>第 92 条 (略) 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>第 92 条 (略) 2 指定生活介護事業者は、___指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p>(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>第 93 条 (略) (掲示)</p>	<p>第 93 条 (略) (掲示)</p>
<p>第 94 条 (略) 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項</p>	<p>第 94 条 (略) (新規)</p>
<p>を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第 95 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条及び第 77 条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する</p>	<p>第 95 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条</u>から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで<u>及び第 75 条から第 77 条まで</u>の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する</p>

改正	現行
<p>運営規程」とあるのは「第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 84 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 95 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 95 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 95 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定</p>	<p>運営規程」とあるのは「第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 84 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 95 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 95 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 95 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 90 条」と、同項第 4 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 95 条</p>
<p>_____中「次条」とあるのは「第 95 条」と読み替えるものとする。</p>	<p>_____号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 95 条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 95 条の 2～第 95 条の 4 (略) (準用)</p>	<p>第 95 条の 2～第 95 条の 4 (略) (準用)</p>
<p>第 95 条の 5 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条、第 79 条、第 81 条及び前節（第 95 条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。</p>	<p>第 95 条の 5 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条_____から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第 77 条まで、第 79 条、第 81 条及び前節（第 95 条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。</p>
<p>第 96 条～第 109 条 (略) (準用)</p>	<p>第 96 条～第 109 条 (略) (準用)</p>
<p>第 110 条 第 10 条、第 12 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 43 条まで、第 62 条、第 68 条、第 70 条、第 72 条、_____、第 76 条、第 89 条及び第 92 条から第 94 条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 108 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 105 条第 1 項」と、第 94 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 110 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 110 条 第 10 条、第 12 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 37 条_____から第 43 条まで、第 62 条、第 68 条、第 70 条、第 72 条、第 75 条、第 76 条、第 89 条及び第 92 条から第 94 条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 108 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 105 条第 1 項」と、第 94 条中「前条」とあるのは「第 110 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 110 条の 2・第 110 条の 3 (略) (準用)</p>	<p>第 110 条の 2・第 110 条の 3 (略) (準用)</p>
<p>第 110 条の 4 第 10 条、第 12 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 43 条まで、第 52 条、第 62 条、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、_____、第 76 条、第 89 条、第 92 条から第 94 条まで、第 99 条及び前節（第 109 条及び第 110 条を除く。）の規定は、共生</p>	<p>第 110 条の 4 第 10 条、第 12 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 37 条_____から第 43 条まで、第 52 条、第 62 条、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条、第 76 条、第 89 条、第 92 条から第 94 条まで、第 99 条及び前節（第 109 条及び第 110 条を除く。）の規定は、共生</p>

改 正	現 行
<p>型短期入所の事業について準用する。 第 111 条～第 122 条 (略) (準用)</p>	<p>型短期入所の事業について準用する。 第 111 条～第 122 条 (略) (準用)</p>
<p>第 123 条 第 10 条から第 22 条まで、第 24 条、第 29 条、第 30 条、<u>第 34 条 (第 1 項及び第 2 項を除く。)</u> から第 43 条まで及び第 68 条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 122 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 123 条において準用する次条第 1 項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 123 条 第 10 条から第 22 条まで、第 24 条、第 29 条、第 30 条、<u>第 35 条</u> から第 43 条まで及び第 68 条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 122 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 123 条において準用する次条第 1 項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 124 条～第 148 条 (略) (準用)</p>	<p>第 124 条～第 148 条 (略) (準用)</p>
<p>第 149 条 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2、第 36 条の 2</u> から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 76 条、第 77 条</u> 及び第 87 条の 2 から第 94 条までの規定は、指定自立訓練 (機能訓練) の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 149 条において読み替えて準用する第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 146 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 149 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練 (機能訓練) 計画」と、第 60 条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 149 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 149 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 149 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定</p>	<p>第 149 条 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条</u> から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 75 条から第 77 条まで</u> 及び第 87 条の 2 から第 94 条までの規定は、指定自立訓練 (機能訓練) の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 149 条において読み替えて準用する第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 146 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 149 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練 (機能訓練) 計画」と、第 60 条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 149 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 149 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 149 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号中「<u>第 75 条第 2 項</u>」とあるのは「<u>第 149 条において準用する第 75 条第 2 項</u>」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 149 条」と、第 91 条中「<u>第 94 条第 1 項</u>」とあるのは「第 149 条において読み替えて準用する第 94 条第 1 項」と、第 94 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 149 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>_____ 中「次条」とあるのは「第 149 条」と、第 91 条中「<u>第 94 条第 1 項</u>」とあるのは「第 149 条において読み替えて準用する第 94 条第 1 項」と、第 94 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 149 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>_____ 中「次条」とあるのは「第 149 条」と、第 91 条中「<u>第 94 条</u>」とあるのは「第 149 条において読み替えて準用する第 94 条 _____」と、第 94 条中 _____ 「前条」とあるのは「第 149 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 149 条の 2・第 149 条の 3 (略) (準用)</p>	<p>第 149 条の 2・第 149 条の 3 (略) (準用)</p>
<p>第 149 条の 4 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2、第 36 条の 2</u> から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62</p>	<p>第 149 条の 4 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条</u> から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62</p>

改 正	現 行
<p>条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 76 条、第 77 条</u>、第 81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 142 条及び前節（第 149 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p> <p>第 150 条～第 157 条の 2 （略） （記録の整備）</p> <p>第 158 条 （略）</p> <p>2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第 36 条の 2 第 2 項</u>に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>(5)・(6) （略）</p>	<p>条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 75 条から第 77 条まで</u>、第 81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 142 条及び前節（第 149 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p> <p>第 150 条～第 157 条の 2 （略） （記録の整備）</p> <p>第 158 条 （略）</p> <p>2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第 75 条第 2 項</u>に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>(5)・(6) （略）</p>
<p>（準用）</p> <p>第 159 条 第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2、第 36 条の 2</u>から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u> </u>、第 76 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 147 条及び第 148 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 159 条において読み替えて準用する第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 157 条第 1 項から第 4 項まで」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 159 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項並びに第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 159 条において読み替えて準用する前条」と、第 91 条中「<u>第 94 条第 1 項</u>」とあるのは「第 159 条において読み替えて準用する<u>第 94 条第 1 項</u>」と、<u>第 94 条第 1 項中「前条</u>」とあるのは「第 159 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第 159 条 第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条</u>から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 75 条、第 76 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで</u>、第 147 条及び第 148 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 159 条において読み替えて準用する第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 157 条第 1 項から第 4 項まで」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 159 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項並びに第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 159 条において読み替えて準用する前条」と、第 91 条中「<u>第 94 条</u>」とあるのは「第 159 条において読み替えて準用する<u>第 94 条</u>」と、<u>第 94 条中</u>「前条」とあるのは「第 159 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 159 条の 2 ・第 159 条の 3 （略） （準用）</p> <p>第 159 条の 4 第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2、第 36 条の 2</u>から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで<u> </u>、第 76 条、第 81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 147 条、第 148 条、第 152 条及</p>	<p>第 159 条の 2 ・第 159 条の 3 （略） （準用）</p> <p>第 159 条の 4 第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条</u>から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 75 条、第 76 条、第 81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで</u>、第 147 条、第 148 条、第 152 条及</p>

改 正	現 行
<p>び前節（第 159 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</p> <p>第 160 条～第 162 条（略） （従業者の員数）</p> <p>第 163 条（略） 2～4（略） （削る）</p> <p>5（略） （認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）</p>	<p>び前節（第 159 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</p> <p>第 160 条～第 162 条（略） （従業者の員数）</p> <p>第 163 条（略） 2～4（略）</p> <p>5 第 1 項第 2 号の就労支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6（略） （認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）</p>
<p>第 164 条（略） 2 前項の従業者及びその員数については、前条第 2 項から第 5 項まで _____ の規定を準用する。</p> <p>第 165 条～第 169 条（略） （職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第 170 条（略） 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</p>	<p>第 164 条（略） 2 前項の従業者及びその員数については、前条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項の規定を準用する。</p> <p>第 165 条～第 169 条（略） （職場への定着のための支援 _____ の実施）</p> <p>第 170 条（略） （新規）</p>
<p>第 171 条（略） （準用）</p> <p>第 172 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2</u>、<u>第 36 条の 2</u>から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 76 条</u>、<u>第 77 条</u>、第 86 条、第 87 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 172 条において準用する第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 172 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 60 条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 172 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの</p>	<p>第 171 条（略） （準用）</p> <p>第 172 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条</u>から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 75 条</u>から第 77 条まで、第 86 条、第 87 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 172 条において準用する第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 172 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 60 条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 172 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号中「第 75 条第 2</p>

改 正	現 行
<p>規定中</p> <p>次条」とあるのは「第 172 条」と、第 91 条中「<u>第 94 条第 1 項</u>」とあるのは「第 172 条において読み替えて準用する第 94 条第 1 項」と、<u>第 94 条第 1 項中「前条</u>」とあるのは「第 172 条において準用する前条」と、第 157 条の 2 第 1 項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と、同条第 2 項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と読み替えるものとする。</p> <p>第 173 条～第 182 条 (略) (職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第 183 条 (略)</p> <p>2 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、</p>	<p>項」とあるのは「第 172 条において準用する第 75 条第 2 項」と、<u>同項第 5 号及び第 6 号中「次条</u>」とあるのは「第 172 条」と、第 91 条中「<u>第 94 条</u>」とあるのは「第 172 条において読み替えて準用する第 94 条」<u>中「前条</u>」とあるのは「第 172 条において準用する前条」と、第 157 条の 2 第 1 項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と、同条第 2 項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と読み替えるものとする。</p> <p>第 173 条～第 182 条 (略) (職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第 183 条 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p><u>第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	
<p>第 184 条・第 184 条の 2 (略) (運営状況に関する事項の評価等)</p>	<p>第 184 条・第 184 条の 2 (略)</p>
<p>第 184 条の 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、<u>指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね 1 年に 1 回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として規則で定める事項について、規則で定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p>	<p>(新規)</p> <p>(準用)</p>
<p>第 185 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条</u>、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 171 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 184 条の 2 に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 61 条中「前条」と</p>	<p>第 185 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条</u>から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 75 条から第 77 条まで</u>、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 171 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 184 条の 2 に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 61 条中「前条」と</p>

改 正	現 行
<p>あるのは「第 185 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 185 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定</p>	<p>あるのは「第 185 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 185 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは</p>
<p>_____中「次条」とあるのは「第 185 条」と、第 94 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 184 条の 2 に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第 185 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 185 条」と、第 94 条中 _____「運営規程」とあるのは「第 184 条の 2 に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 186 条～第 189 条 (略) (準用)</p>	<p>第 186 条～第 189 条 (略) (準用)</p>
<p>第 190 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2</u>、<u>第 36 条の 2</u>から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 76 条</u>、<u>第 77 条</u>、第 86 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 181 条から第 183 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 190 条において読み替えて準用する第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 190 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定</p>	<p>第 190 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条</u>から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 75 条から第 77 条まで</u>、第 86 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 181 条から第 183 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 190 条において読み替えて準用する第 91 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 190 条において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは</p>
<p>_____中「次条」とあるのは「第 190 条」と、第 91 条中「<u>第 94 条第 1 項</u>」とあるのは「第 190 条において読み替えて準用する<u>第 94 条第 1 項</u>」と、第 94 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 190 条において準用する前条」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 190 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第 190 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 190 条」と、第 91 条中「<u>第 94 条</u>」とあるのは「第 190 条において読み替えて準用する<u>第 94 条</u>」と、第 94 条中 _____「前条」とあるのは「第 190 条において準用する前条」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 190 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 191 条～第 193 条 (略)</p>	<p>第 191 条～第 193 条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(準用)</p> <p>第 194 条 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条（第 1 項を除く。）、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 70 条、第 72 条、<u>第 76 条、第 77 条</u>、第 86 条、第 89 条、第 90 条、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条、第 181 条から第 183 条まで及び第 186 条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 192 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項及び第 3 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 194 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 194 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定</p>	<p>(準用)</p> <p>第 194 条 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条（第 1 項を除く。）、第 29 条、<u>第 37 条</u> から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 70 条、第 72 条、<u>第 75 条から第 77 条まで</u>、第 86 条、第 89 条、第 90 条、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条、第 181 条から第 183 条まで及び第 186 条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 192 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項及び第 3 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、同項、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 194 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 194 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号中「<u>第 75 条第 2 項</u>」とあるのは「第 194 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 194 条」と、<u>第 94 条</u> 中「前条」とあるのは「第 194 条において準用する前条」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 194 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 194 条の 2～第 194 条の 7 (略)</p>	<p>第 194 条の 2～第 194 条の 7 (略)</p>
<p>(職場への定着のための<u>支援等の実施</u>)</p>	<p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p>
<p>第 194 条の 8 (略)</p>	<p>第 194 条の 8 (略)</p>
<p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1 月に 1 回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</p>	<p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1 月に 1 回以上、当該利用者との対面により行うとともに、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</p>
<p>第 194 条の 9～第 194 条の 11 (略)</p>	<p>第 194 条の 9～第 194 条の 11 (略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第 194 条の 12 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条、第 60 条、第 62 条及び第 68</p>	<p>第 194 条の 12 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条 から第 42 条まで、第 59 条、第 60 条、第 62 条及び第 68</p>

改 正	現 行
<p>条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第194条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第194条の12において読み替えて準用する次条第1項に規定する就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第194条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第194条の12において読み替えて準用する次条第1項に規定する就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第194条の13～第194条の19（略） （準用）</p>	<p>第194条の13～第194条の19（略） （準用）</p>
<p>第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第194条の20において読み替えて準用する次条第1項に規定する自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p>	<p>第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第194条の20において読み替えて準用する次条第1項に規定する自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p>
<p>第195条～第199条の3（略） （勤務体制の確保等）</p>	<p>第195条～第199条の3（略） （勤務体制の確保等）</p>
<p>第200条（略） 2～5（略）</p>	<p>第200条（略） 2～5（略）</p>
<p>6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>第200条の2～第200条の4（略） （準用）</p>	<p>第200条の2～第200条の4（略） （準用）</p>
<p>第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合にお</p>	<p>第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合にお</p>

改正	現行
<p>いて、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第199条の3に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定</p>	<p>いて、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第199条の3に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号</p>
<p>____「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。</p>	<p>____「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。</p>
<p>第201条の2・第201条の3 (略) (従業者の員数)</p>	<p>第201条の2・第201条の3 (略) (従業者の員数)</p>
<p>第201条の4 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第201条の4 (略) 2・3 (略)</p>
<p>4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助____の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助____の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>第201条の5～第201条の10 (略) (準用)</p>	<p>第201条の5～第201条の10 (略) (準用)</p>
<p>第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条____、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3に規定する重要事項</p>	<p>第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条____から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3に規定する重要事項</p>

改 正	現 行
<p>に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定</p>	<p>に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第</p>
<p>中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。</p>	<p>75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。</p>
<p>第201条の12～第201条の20 (略)</p>	<p>第201条の12～第201条の20 (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第201条の21 (略)</p>	<p>第201条の21 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条、第77条</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第60条</p>	<p>第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第60条</p>

改 正	現 行
<p>第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号</p>	<p>第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201</p>
<p>から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等に関する特例)</p>	<p>条の22」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等に関する特例)</p>
<p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合には、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上の者を常勤でなければならないものとする。ことができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条</p>	<p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合には、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上の者を常勤でなければならないものとする。ことができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条</p>

改 正	現 行
<p>第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p>	<p>第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第6項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとするすることができる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第203条～第207条 (略) (準用)</p>	<p>第203条～第207条 (略) (準用)</p>
<p>第208条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条（第10号を除く。）及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第208条第1項において準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費（法第30条第1項に規定する特例訓練等給付費をいう。以下同じ。）」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において読み替えて準用する第84条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において読み替えて準用する第146条第2項及び第3項並びに第208条第4項において読み替えて準用する第157条第2項及び第3項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該</p>	<p>第208条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条 から第42条まで、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、____、第77条、第83条、____ 第91条（第10号を除く。）及び第94条 _____ の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第208条第1項において準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費（法第30条第1項に規定する特例訓練等給付費をいう。以下同じ。）」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において読み替えて準用する第84条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において読み替えて準用する第146条第2項及び第3項並びに第208条第4項において読み替えて準用する第157条第2項及び第3項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該</p>

改正	現行
<p>当障害福祉サービス計画」と、第 60 条第 8 項中「6 月」とあるのは「6 月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3 月）」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 208 条第 1 項において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 208 条第 1 項において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「<u>第 208 条第 1 項</u>において準用する第 90 条」と、<u>同項第 4 号から第 6 号までの規定</u></p>	<p>当障害福祉サービス計画」と、第 60 条第 8 項中「6 月」とあるのは「6 月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3 月）」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 208 条第 1 項において読み替えて準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 208 条第 1 項において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「<u>第 208 条第 2 項から第 5 項まで</u>において準用する第 90 条」と、<u>同項第 4 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 208 条第 2 項から第 5 項まで</u>において準用する第 75 条第 2 項」と、<u>同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 208 条第 1 項」と、第 94 条</u></p>
<p>中「次条」とあるのは「第 208 条第 1 項」と、第 90 条第 2 号中「<u>介護給付費又は特例介護給付費</u>」とあるのは「<u>特例介護給付費</u>」と、第 94 条第 1 項中「前条」とあるのは「<u>第 208 条第 1 項</u>において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>中「前条」とあるのは「<u>第 208 条第 2 項から第 5 項まで</u>において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 <u>第 79 条、第 84 条（第 1 項を除く。）、第 85 条（第 5 項を除く。）、第 86 条及び第 87 条</u>の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、</p>	<p>2 <u>第 62 条、第 75 条、第 76 条、第 79 条、第 84 条（第 1 項を除く。）、第 85 条（第 5 項を除く。）、第 86 条から第 90 条まで、第 92 条及び第 93 条</u>の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、</p>
<p><u>第 79 条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）</u>」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第 84 条第 2 項及び第 3 項中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第 85 条第 6 項<u>中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、</u></p>	<p><u>第 75 条第 1 項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第 79 条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）</u>」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第 84 条第 2 項及び第 3 項中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第 85 条第 6 項及び第 88 条第 5 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 90 条第 2 号中</p>
<p><u>「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第 92 条第 2 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第 92 条第 2 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>3 <u>第 142 条、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条（第 3 項を除く。）及び第 148 条第 2 項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）</u>について準用する。この場合において、</p>	<p>3 <u>第 62 条、第 75 条、第 76 条、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条、第 93 条、第 142 条、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条（第 3 項を除く。）及び第 148 条第 2 項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）</u>について準用する。この場合において、<u>第 75 条第 1 項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第 88 条第 5 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 90 条</u></p>

改 正	現 行
<p>第 142 条中「自立訓練（機能訓練）（省令第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第 146 条第 2 項及び第 3 項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第 147 条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 92 条第 2 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 142 条中「自立訓練（機能訓練）（省令第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第 146 条第 2 項及び第 3 項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第 147 条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第 147 条（第 3 項を除く。）、第 148 条第 2 項、第 152 条及び第 157 条（第 1 項及び第 4 項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、</p>	<p>4 第 62 条、第 75 条、第 76 条、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条、第 93 条、第 147 条（第 3 項を除く。）、第 148 条第 2 項、第 152 条及び第 157 条（第 1 項及び第 4 項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第 75 条第 1 項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第 88 条第 5 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 92 条第 2 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 147 条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 152 条中「自立訓練（生活訓練）（省令第 6 条の 6 第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第 157 条第 2 項及び第 3 項中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 147 条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 152 条中「自立訓練（生活訓練）（省令第 6 条の 6 第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第 157 条第 2 項及び第 3 項中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。</p> <p>第 86 条、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条（第 3 項を除く。）、第 181 条から第 183 条まで、第 186 条及び第 189 条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において</p>	<p>5 第 62 条、第 75 条、第 76 条、第 86 条、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条、第 93 条、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条（第 3 項を除く。）、第 181 条から第 183 条まで、第 186 条及び第 189 条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第 75 条第 1 項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B 型」と、第 88 条第 5 項中「指定生活介護事業</p>

改 正	現 行
	所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第146条第2項及び第3項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第208条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。
<p>_____、第146条第2項及び第3項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第208条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。</p>	<p>_____、第146条第2項及び第3項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第208条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～5 （略）</p>	<p>1～5 （略）</p>
<p>（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）</p>	<p>（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）</p>
<p>6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、適用しない。</p>	<p>6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、適用しない。</p>
<p>7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（入浴、排せつ、食事等の介護その他の身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望する場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、<u>令和6年3月31日</u> まで</p>	<p>7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（入浴、排せつ、食事等の介護その他の身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望する場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、<u>平成33年3月31日</u>まで</p>

改 正	現 行
<p>の間、当該利用者については、第 199 条第 3 項及び第 201 条の 8 第 4 項の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) 8～13 (略)</p>	<p>の間、当該利用者については、第 199 条第 3 項及び第 201 条の 8 第 4 項の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) 8～13 (略)</p>

17 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例 第 10 号）（第 1 条関係）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第 1 条～第 3 条 （略） （指定障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、_____必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければ_____ならない。 （従業者の員数）</p> <p>第 5 条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ （略） — _____</p> <p>エ （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 6 条 （略） （複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）</p> <p>第 7 条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合には、第 5 条第 1 項第 1 号エ、第 2 号エ、第 3 号エ、第 4 号ウ（イ(ア)に係る部分を除く。）及び_____第 5 号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第 5 条第 1 項第 1 号ア(ウ)及びオ、第 2 号ア(イ)及びオ、第 3 号ア(イ)及びオ、第 4 号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>エ並びに</u>第 5 号ア(イ)及びウの規</p>	<p>第 1 条～第 3 条 （略） （指定障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者の設置その他の必要</u>な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければ<u>ならない</u>。 （従業者の員数）</p> <p>第 5 条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ （略） エ <u>ア(イ)の就労支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>オ （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 6 条 （略） （複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）</p> <p>第 7 条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合には、第 5 条第 1 項第 1 号エ、第 2 号エ、第 3 号エ、第 4 号ウ（イ(ア)に係る部分を除く。）及び<u>エ並びに</u>第 5 号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第 5 条第 1 項第 1 号ア(ウ)及びオ、第 2 号ア(イ)及びオ、第 3 号ア(イ)及びオ、第 4 号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>オ並びに</u>第 5 号ア(イ)及びウの規</p>

改 正	現 行
<p>定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合には、速やかに適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。第36条第3項において「指定障害福祉サービス基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同令第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同令第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合には、速やかに適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号_____))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同令第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同令第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>2 (略)</p> <p>第 16 条～第 26 条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第 28 条～第 35 条 (略)</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に</p>	<p>2 (略)</p> <p>第 16 条～第 26 条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう</p> <hr/> <p>_____。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第 28 条～第 35 条 (略)</p> <p>(職場への定着のための支援の実施)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス基準第 206 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第 1 項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス基準第 206 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。</p>	
<p>4 指定障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第 37 条～第 45 条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 46 条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第 52 条第 1 項において「運営規程」という。)を定めな</p>	<p>第 37 条～第 45 条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 46 条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第 52 条_____において「運営規程」という。)を定めな</p>

改 正	現 行
<p>なければならない。 (1)～(13) (略) (勤務体制の確保等) 第 47 条 (略) 2・3 (略) 4 <u>指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サ</u></p>	<p>なければならない。 (1)～(13) (略) (勤務体制の確保等) 第 47 条 (略) 2・3 (略) (新規)</p>
<p><u>ービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p>	
<p>第 47 条の 2 <u>指定障害者支援施設は、感染症や非</u> <u>常災害の発生時において、利用者に対する施設障</u> <u>害福祉サービスの提供を継続的に実施するため</u> <u>及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため</u> <u>の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定</u> <u>し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じな</u> <u>ければならない。</u> 2 <u>指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継</u> <u>続計画について周知するとともに、必要な研修及</u> <u>び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 <u>指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画</u> <u>の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変</u> <u>更を行うものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第 48 条 (略) (非常災害対策) 第 49 条 (略) 2 (略) 3 <u>指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の</u></p>	<p>第 48 条 (略) (非常災害対策) 第 49 条 (略) 2 (略) (新規)</p>
<p><u>実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう</u> <u>連携に努めなければならない。</u> (衛生管理等) 第 50 条 (略) 2 <u>指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施</u> <u>設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん</u> <u>延しないように、次に掲げる措置を講じなければ</u> <u>_____ならない。</u></p>	<p>(衛生管理等) 第 50 条 (略) 2 <u>指定障害者支援施設は、_____指定障害者支援施</u> <u>設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん</u> <u>延しないように必要な措置を講ずるよう努めな</u> <u>ければならない。</u></p>

改 正	現 行
<p>(1) <u>当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者</u> <u>に周知徹底を図ること。</u></p>	<p><u>（新規）</u></p>
<p>(2) <u>当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p><u>（新規）</u></p>
<p>(3) <u>当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p>	<p><u>（新規）</u></p>
<p>第 51 条 （略） （掲示）</p>	<p>第 51 条 （略） （掲示）</p>
<p>第 52 条 （略）</p>	<p>第 52 条 （略）</p>
<p>2 <u>指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を</u></p>	<p><u>（新規）</u></p>
<p><u>記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代</u> <u>えることができる。</u></p>	
<p>（身体的拘束等の禁止）</p>	<p>（身体的拘束等の禁止）</p>
<p>第 53 条 （略）</p>	<p>第 53 条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 <u>指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化</u></p>	<p><u>（新規）</u></p>
<p><u>を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底</u> <u>を図ること。</u></p>	
<p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>	
<p>(3) <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p>	
<p>第 54 条～第 59 条 （略） （虐待の防止）</p>	<p>第 54 条～第 59 条 （略）</p>

改 正	現 行
<p>第 59 条の 2 <u>指定障害者支援施設は、虐待の発生</u> <u>又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を</u> <u>講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定障害者支援施設における虐待の防</u> <u>止のための対策を検討する委員会（テレビ電話</u> <u>装置等を活用して行うことができるものとし</u> <u>る。）を定期的開催するとともに、その結果</u> <u>について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定障害者支援施設において、従業者に</u> <u>対し、虐待の防止のための研修を定期的実施</u> <u>すること。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げる措置を適切に実施するため</u> <u>の担当者を置くこと。</u></p> <p>第 60 条・第 61 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>18 第 34 条第 2 項及び第 3 項、第 35 条第 2 項及び 第 3 項並びに第 36 条第 2 項及び第 4 項の規定は、 経過指定障害者支援施設において就労継続支 援 A 型を提供する場合について準用する。この場 合において、第 34 条第 3 項中「前 2 項」とあるの は、「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>19～29 (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>第 60 条・第 61 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>18 第 34 条第 2 項及び第 3 項、第 35 条第 2 項及び 第 3 項並びに第 36 条第 2 項_____の規定は、 経過指定障害者支援施設において就労継続支 援 A 型を提供する場合について準用する。この場 合において、第 34 条第 3 項中「前 2 項」とあるの は、「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>19～29 (略)</p>

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成 30 年神奈川県条例第 61 号）（第 2 条関係）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改 正前の第 6 条及び第 10 条に規定する指定障害者 支援施設に係る人員及び設備に関する基準につ いては、<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>までの間は、第 5 条 及び第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例に よる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改 正前の第 6 条及び第 10 条に規定する指定障害者 支援施設に係る人員及び設備に関する基準につ いては、<u>平成 33 年 3 月 31 日</u>までの間は、第 5 条 及び第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例に よる。</p>

改 正	現 行
<p>2 (略)</p> <p>3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (衛生管理等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 療養介護事業者は、<u>当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u> (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>第28条～第31条 (略) (虐待の防止)</p> <p>第31条の2 療養介護事業者は、<u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 療養介護事業者は、<u>療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第28条～第31条 (略)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>担当者を置くこと。</u> (記録の整備) 第32条 (略) 2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>第31条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</u> 第33条～第43条 (略) (職場への定着のための<u>支援等の実施</u>) 第43条の2 (略) 2 <u>生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。</u> 第44条～第47条 (略) (衛生管理等) 第48条 (略) 2 生活介護事業者は、<u>当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u> 第49条 (略) (準用) 第50条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは</p>	<p>(記録の整備) 第32条 (略) 2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録 第33条～第43条 (略) (職場への定着のための<u>支援</u>の実施) 第43条の2 (略) <u>(新規)</u> 第44条～第47条 (略) (衛生管理等) 第48条 (略) 2 生活介護事業者は、<u>生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 第49条 (略) (準用) 第50条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは</p>

改 正	現 行
<p>「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第50条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第50条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「<u>第31条第2項</u>」とあるのは「第50条において準用する<u>第31条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第50条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第50条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「<u>前条第2項</u>」とあるのは「第50条において準用する<u>前条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>第51条～第54条（略） （準用）</p>	<p>第51条～第54条（略） （準用）</p>
<p>第55条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第40条まで及び第43条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第14条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第15条中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第55条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第55条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「<u>第31条第2項</u>」とあるのは「第55条において準用する<u>第31条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第55条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第40条まで及び第43条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第14条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第15条中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第55条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第55条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「<u>前条第2項</u>」とあるのは「第55条において準用する<u>前条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>第56条～第59条（略） （準用）</p>	<p>第56条～第59条（略） （準用）</p>
<p>第60条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第37条まで、第40条、第43条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第14条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第15条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第60条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第60条において準用する第29条</p>	<p>第60条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第37条まで、第40条、第43条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第14条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第15条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第60条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第60条において準用する第29条</p>

改 正	現 行
<p>2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第83条・第83条の2 (略) (運営状況に関する事項の評価等)</p>	<p>第83条・第83条の2 (略)</p>
<p>第83条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として規則で定める事項について、規則で定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第84条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第40条、第44条から第46条まで、第48条、第49条及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第84条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第84条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第84条において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第84条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第40条、第44条から第46条まで、第48条、第49条及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第84条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第84条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「前条第2項」とあるのは「第84条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第85条・第86条 (略) (準用)</p>	<p>第85条・第86条 (略) (準用)</p>
<p>第87条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第38条、第40条、第42条、第44条から第49条まで、第53条、第71条から第73条まで、第75条及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第87条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第87条において準用する第29条第2項」と</p>	<p>第87条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第38条、第40条、第42条、第44条から第49条まで、第53条、第71条から第73条まで、第75条及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第87条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第87条において準用する第29条第2項」と</p>

改 正	現 行
<p>と、同項第4号中「<u>第31条第2項</u>」とあるのは「<u>第87条において準用する第31条第2項</u>」と、第80条第1項中「<u>第84条</u>」とあるのは「<u>第87条</u>」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>と、同項第4号中「<u>前条第2項</u>」とあるのは「<u>第87条において準用する前条第2項</u>」と、第80条第1項中「<u>第84条</u>」とあるのは「<u>第87条</u>」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>(規則に関する特例)</p>	<p>(規則に関する特例)</p>
<p>第88条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第88条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>4 離島その他の地域であって障害福祉サービス基準<u>第89条第4項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは、「10人」とする。この場合において、当該地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び次条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。</p>	<p>4 離島その他の地域であって障害福祉サービス基準<u>第88条第4項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは、「10人」とする。この場合において、当該地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び次条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。</p>
<p>(職員の員数等の特例)</p>	<p>(職員の員数等の特例)</p>
<p>第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合には、第34条第7項、第52条第7項及び第8項、第57条第7項、第62条第5項<u>並びに</u>第71条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（同条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>	<p>第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合には、第34条第7項、第52条第7項及び第8項、第57条第7項、第62条第5項<u>及び</u>第6項<u>並びに</u>第71条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（同条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>
<p>2 多機能型事業所は、第34条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第57条第1項第4号及び第8項、第62条第1項第4号及び<u>第6項並びに</u>第71条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一</p>	<p>2 多機能型事業所は、第34条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第57条第1項第4号及び第8項、第62条第1項第4号及び<u>第7項並びに</u>第71条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一</p>

改 正	現 行
<p>の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第90条 (略)</p>	<p>の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第90条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>行う会議をいう _____。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>6～9 （略） 第17条～第24条 （略） （職場への定着のための<u>支援等</u>の実施）</p>	<p>6～9 （略） 第17条～第24条 （略） （職場への定着のための<u>支援</u>の実施）</p>
<p>第25条 （略） 2 （略） 3 <u>障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同令第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。</u></p>	<p>第25条 （略） 2 （略） （新規）</p>
<p>4 <u>障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p>第26条～第34条 （略） （勤務体制の確保等）</p>	<p>第26条～第34条 （略） （勤務体制の確保等）</p>
<p>第35条 （略） 2・3 （略） 4 <u>障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第35条 （略） 2・3 （略） （新規）</p>
<p>（業務継続計画の策定等）</p>	
<p>第35条の2 <u>障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p>2 <u>障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>行うものとする。</u></p> <p>第 36 条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第 37 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施</p>	<p>第 36 条 (略) (非常災害対策)</p> <p>第 37 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p><u>に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ <u>ならない。</u></p> <p>(1) <u>当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>2 障害者支援施設は、<u>　　</u>障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>第 39 条 (略) (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図</p> <p><u>るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>第 39 条 (略) (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>第 41 条～第 44 条 (略) (虐待の防止)</p> <p>第 44 条の 2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ <u>ならない。</u></p> <p>(1) <u>当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該障害者支援施設において、職員に対し、</u></p>	<p>第 41 条～第 44 条 (略)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第44条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>附 則</p> <p>1～24 (略)</p> <p>25 <u>経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>26～36 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</p> <p>附 則</p> <p>1～24 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>25～35 (略)</p>